

第1章 都民生活に密着した産業・東京農業の新たな展開

第1節 東京都農業振興基本方針策定の趣旨

1 基本方針策定の目的

東京農業は、都市地域から山村・島しょ域にいたる広範な地域で、それぞれの地域の特色を活かして様々な農業が営まれています。特に都市地域では、急激な都市化に伴う生産環境の悪化などの問題に直面しながらも、大消費地を抱えたメリットを最大限に活かし、消費者ニーズに応えた多様な農畜産物を供給しています。さらに、生産活動を通じて、都市の貴重な緑地空間の確保、地域文化の継承、レクリエーションの場の提供など、様々な役割を果たしています。

近年、我が国の農業を取り巻く環境は、輸入農産物の増加等に伴う収益性の悪化や農業者の高齢化など、一層厳しさを増しています。一方で、東京農業においては、これらに加え、都市化の影響や農家の相続などを契機とした農地の減少など課題を抱えながらも、都内産農産物の地産地消や身近でできる農業体験など様々な面から都民の期待が高まっています。

新たな東京農業の振興には、こうした経済・社会情勢の変化に対応するため、新たな施策の構築と都市農地の保全に向けた国の制度改善などが必要となっています。

このため、東京都農業振興基本方針（以下「基本方針」といいます。）は、都民生活に密着した産業として東京農業を発展させる施策を展開するとともに、必要な制度改善を国に提案していくための指針として策定しました。

2 基本方針の性格

この基本方針は、平成23年11月の東京都農林・漁業振興対策審議会の答申「都民生活に密着した産業・東京農業の新たな展開について」を踏まえ、都が目指す農業振興の方向と今後の施策展開を示したものです。

この基本方針は、農業者及び農業団体、区市町村に対しては、農業の振興及び地域の活性化に活用できる指針として提供し、都民に対しては、その積極的な参加と協力を働きかけていくものです。

第2節 東京農業を取り巻く状況

1 経済・社会情勢の変化

転換を迫られる我が国の農政

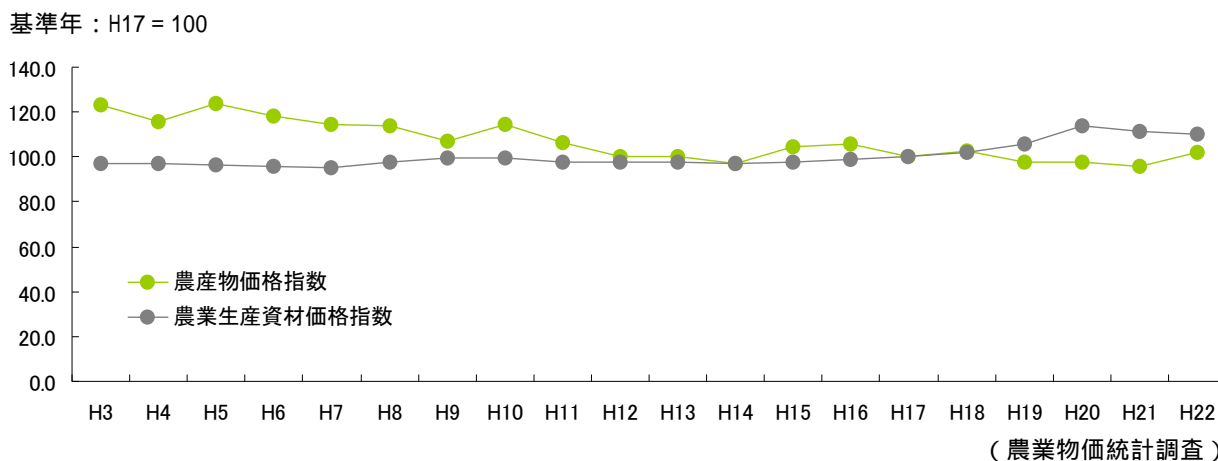
世界の食料需給が不安定さを増し、将来の深刻な食料不足が懸念される中、食料自給率が低い我が国は、食料を外国に依存する体質から転換していかなければなりません。

しかし、国内の農業は、輸入農産物の増加に伴う農産物価格の低迷や、生産コストの上昇による収益の悪化など、極めて厳しい環境下にあります。加えて、農業者の高齢化や後継者の不足、農村の活力低下といった問題は依然として解消されず、我が国の農業は危機的な事態に直面しています。

こうした状況に対処するため、国は、平成22年3月に新たな食料・農業・農村基本計画()を策定し、戸別所得補償制度()や6次産業化などの政策を打ち出し、農業を再生させようとしています。

また、TPP()への参加問題は、各方面で様々な議論を呼んでいます。我が国の農業はもとより食の安全面への影響も懸念されることから、今後十分な議論を行った上で、適切な対応をとる必要があります。

図1 農産物価格指数と農業生産資材価格指数



揺らぐ食の信頼

我が国は、著しい経済発展を遂げ、物の豊かさを享受できる社会を実現させましたが、近年、経済活動の効率性が過度に追求され、安全性の欠如といった問題が様々な分野で顕在化してきています。食品分野では、事故米の不正転売や牛肉等の産地偽装表示など、利益優先の企業体質が招いた事件が相次ぎ発生しています。

また、平成23年3月に発生した東京電力福島第一原子力発電所事故による農産物の放射性

物質の汚染問題では、国の情報提供不足や対応の遅れもあり、東日本産はもとより国産農産物全体の安全性に対する信頼が失われています。

こうした食への不安を払拭し、信頼を回復させるため、国や地方自治体、農業者や農業団体、民間企業など、様々な主体が各々の役割を着実に果していくことが、急務となっています。

都市農業・農地に対する評価の高まり

東京の農業・農地は、安全・安心な農産物を生産するほか、都市の環境保全や防災、教育などの多面的機能を有しており、様々な面から都民生活に深く関わっています。

農業・農地の持つ多面的機能

<農業生産機能>

東京では、地域特性を活かした特色ある農業が展開され、都民ニーズを捉えたバラエティ豊かな農産物を生産・供給しています。また、地域の商工業や観光業などの地場産業と連携して、地域の活性化に寄与しています。

<レクリエーション・コミュニティ機能>

観光農園や市民農園等は、農業体験を希望する都民の身近なレクリエーションの場となっています。また、農業体験農園や援農ボランティア活動等は、都民と農業とのふれあいの場となるほか、コミュニティが形成されるなど、農を取り入れたライフスタイルの実現の場となっています。

<環境保全機能>

東京では都市化の進展に伴い緑地が年々減少し、ヒートアイランド現象などの様々な環境問題も発生し、その改善は重要な課題です。農地は都市の貴重な緑地として、ヒートアイランド現象の緩和や地下の水涵養など、都市環境の維持に重要な役割りを果たしています。

<防災機能>

都市農地は、都市の中にある貴重なオープンスペースであり、地震や火災などの災害時には、一時的な避難場所や仮設住宅の建設地等としての活用が期待されるほか、局地的な集中豪雨による浸水被害を抑制する機能を持っています。

<教育機能>

自然の少ない都市部では、農業・農地が自然の仕組みや営みを学ぶフィールドを提供しています。農作物を育てる子供たちの農業体験は、地元の農業や食べ物の生産について学ぶ食育の場となっています。

<景観形成、歴史・文化の伝承機能>

ビルや住宅が立ち並ぶ市街地に住む人々に対して、緑豊かな都市農地は、潤いや安らぎを与える田園風景を提供しています。また、農業にまつわる史跡や行事などは、歴史や文化の薫る都市の重要な要素の一つとなっています。

特に人や建物が集中する都市部においては、多面的機能の評価が高く、農業・農地を活かしたまちづくりを進める区市も出てきており、今後、こうした取組が都内各地域に広がることを期待されます。

また、市街化が進み、農地が減少している都市部の自治体では、都市農地保全推進自治体協議会（ ）や全国都市農業振興協議会（ ）などが設立され、区市等が連携し都市農地保全に向けた動きを活発化させています。

国においても、国土交通省では都市農地を積極的に評価する観点から都市農地の位置づけや制度のあり方についての検討が行われ、また、農林水産省では平成 23 年 10 月に「都市農業の振興に関する検討会」を立ち上げ、都市農業の制度や政策等に関する議論を進めています。

地方自治体による農地保全に向けた動き<都市農地保全推進自治体協議会>

東京の市街化区域内に農地を持つ 38 区市町は、都市農地保全推進自治体協議会を設立し、都市農地の保全を目的とした公開討論会や国への制度要望などの取組を行っています。

平成 23 年 9 月に開催したフォーラムでは、「都市における農地の役割は何か」をテーマとしたパネルディスカッションを行い、地域コミュニティー・防災・食育など様々な角度から討論を展開し、都民に都市農地の大切さを訴えました。

2 東京農業の現状

東京では、都市化が進む中で、収益性の悪化など厳しい環境に置かれながらも、意欲ある農業者が地域特性を活かした多種多様な農業を展開しています。

多様な東京農業

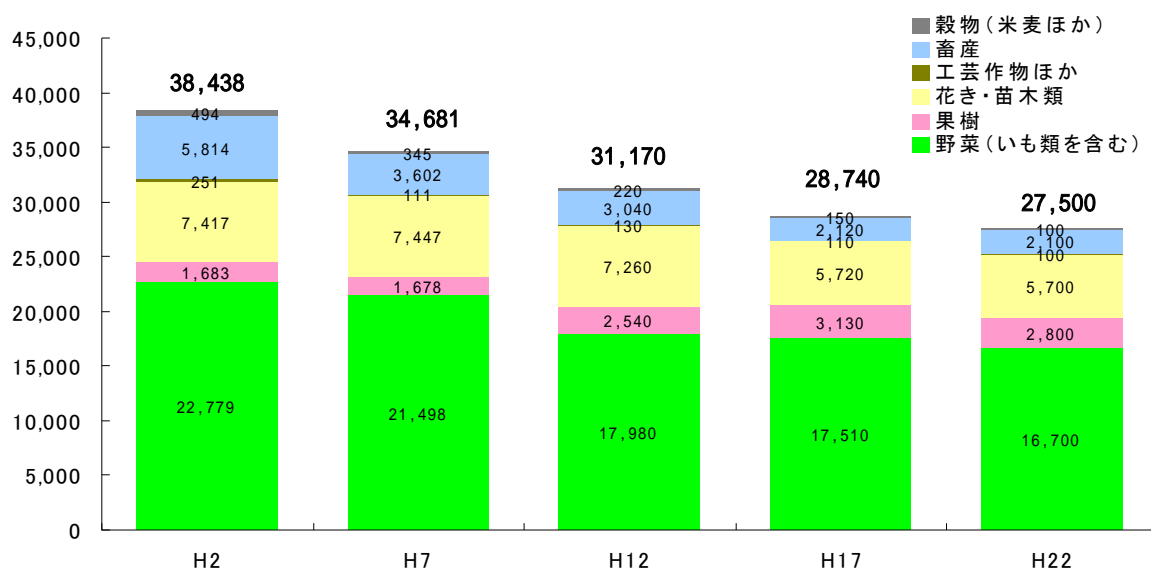
東京では、都市地域や山村地域、島しょ地域で、特色ある農業が営まれています。都市地域では、施設栽培など限られた農地を最大限に活用した収益性の高い農業が展開され、山村地域や島しょ地域では、豊富な流水や温暖な気候等の自然環境を活かした特産物の生産が行われており、加えて、これらは観光資源にもなるなど、農業が地域の重要な産業となっています。

生產品目では、平成 22 年の総産出額 275 億円の約 6 割を野菜類が占めていますが、果樹類や花き・苗木類、畜産物など幅広く生産されており、バラエティの豊かさが東京農業の特徴の一つとなっています。また、大消費地にある利点を活かした直売や農産物加工にとどまらず、観光も取り入れた複合的経営など、多様な農業経営の展開が見られます。

さらに、新たな経営形態として着目される農業体験農園（ ）は、農業を理解・体験したいという都民ニーズにマッチし、平成 23 年 3 月末現在 77 箇所、この 10 年間で約 10 倍になるなど着実に拡大しています。

図 2 農業産出額の推移

単位：百万円



(東京農林水産統計年報)

図3 農家数の推移

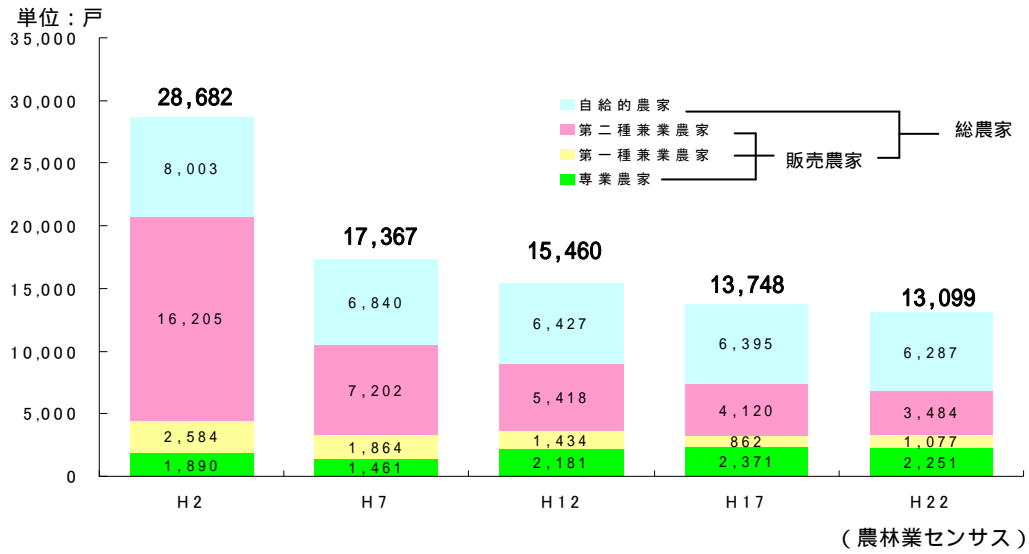


表1 農業体験農園数

平成23年3月末現在

| 区市名 | 農園数 | 区市名 | 農園数 |
|------|-----|-------|-----|
| 世田谷区 | 3 | 昭島市 | 4 |
| 杉並区 | 1 | 調布市 | 4 |
| 練馬区 | 15 | 小金井市 | 2 |
| 青梅市 | 1 | 小平市 | 3 |
| 羽村市 | 1 | 国分寺市 | 2 |
| 瑞穂町 | 1 | 三鷹市 | 2 |
| 町田市 | 6 | 国立市 | 2 |
| 日野市 | 3 | 東村山市 | 5 |
| 多摩市 | 2 | 西東京市 | 4 |
| 稲城市 | 2 | 武蔵村山市 | 2 |
| 立川市 | 5 | 東大和市 | 1 |
| 府中市 | 5 | 東久留米市 | 1 |
| 合計 | | 77 | |

(東京都調べ)

表2 市民農園数

平成23年3月現在

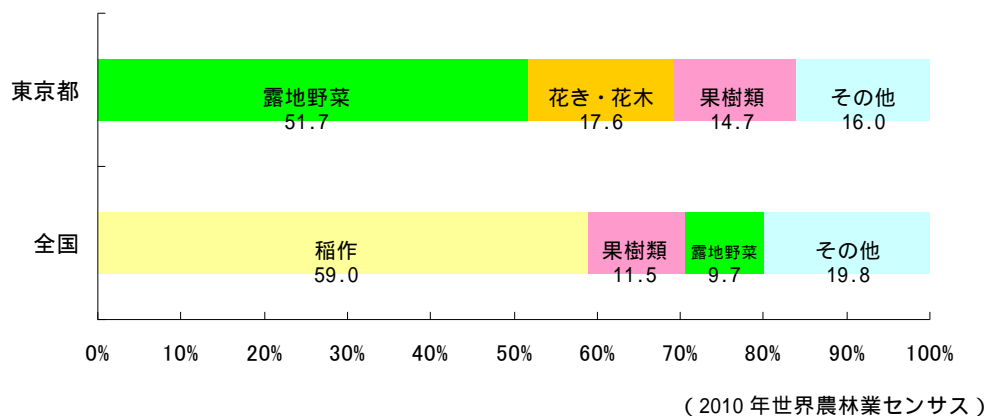
| 区部 | 農園数 | 区画数 |
|-----|-----|--------|
| 区部 | 243 | 15,673 |
| 西多摩 | 44 | 2,404 |
| 南多摩 | 67 | 3,552 |
| 北多摩 | 135 | 8,603 |
| 島しょ | 1 | 7 |
| 合計 | 490 | 30,239 |

(東京都調べ)

全国との比較による東京の経営体像

全国では稲作の経営体の割合が多く、東京では露地野菜の経営体の割合が多くなっています。

図4 農産物販売金額1位部門の経営体数の割合



1戸当たりの経営耕地面積や経営規模は狭小ですが、単位面積あたりの農業産出額が相対的に大きく、集約的な農業が行われています。

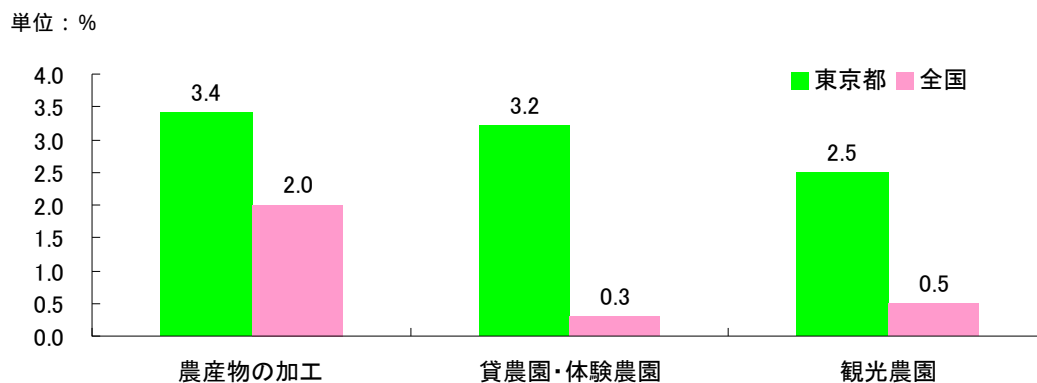
表3 経営体像

| | 販売農家1戸当たりの経営耕地面積(a) | 10a当たりの農業産出額(万円) |
|-----|---------------------|------------------|
| 東京都 | 70.6 | 36.7 |
| 全国 | 196.1 | 16.6 |

(東京農林水産統計年報より推計)

東京では、農産物加工などの農業生産関連事業に取り組む経営体の割合が多くなっています。

図5 農業生産関連事業を行っている経営体数の割合



(2010年世界農林業センサス)

東京の農業者の変化

東京の農業者の平均年齢は63.8歳で、この10年間で4.6歳上昇するなど高齢化が進んでいます。一方、区市町村の認定を受けて経営改善を図る認定農業者()は、平成23年3月末現在で1,494経営体、この10年間で2.5倍に増加しており、新技術の導入や販路の開拓に努めるなど、意欲的に農業に取り組んでいます。

また、都市地域では農地と住宅地が隣接していることから、農薬の使用を低減するIPM技術()等の栽培管理手法を導入するなど、周辺環境に配慮した農業が行われています。こうした環境に優しい農業を目指すエコファーマー()は、平成23年3月末現在で610名、認定初年度である平成16年度末からの6年間で約7倍に増加しています。

地価が高く、新規の農業参入が難しい東京ですが、近年、市街化調整区域等では、非農家出身者が都内の農地を借りて農業を始める事例もあり、今後、こうした新規就農者の増加に期待が寄せられています。

図6 基幹的農業従事者 数の推移

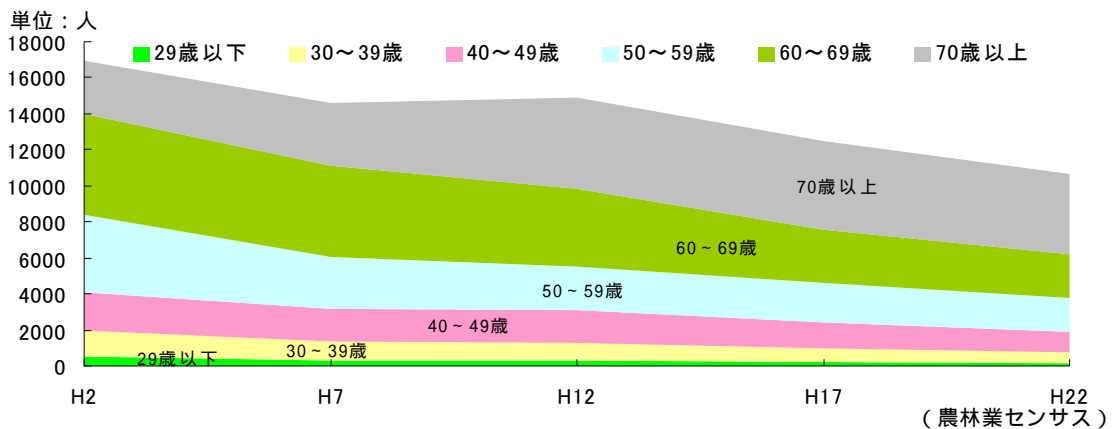
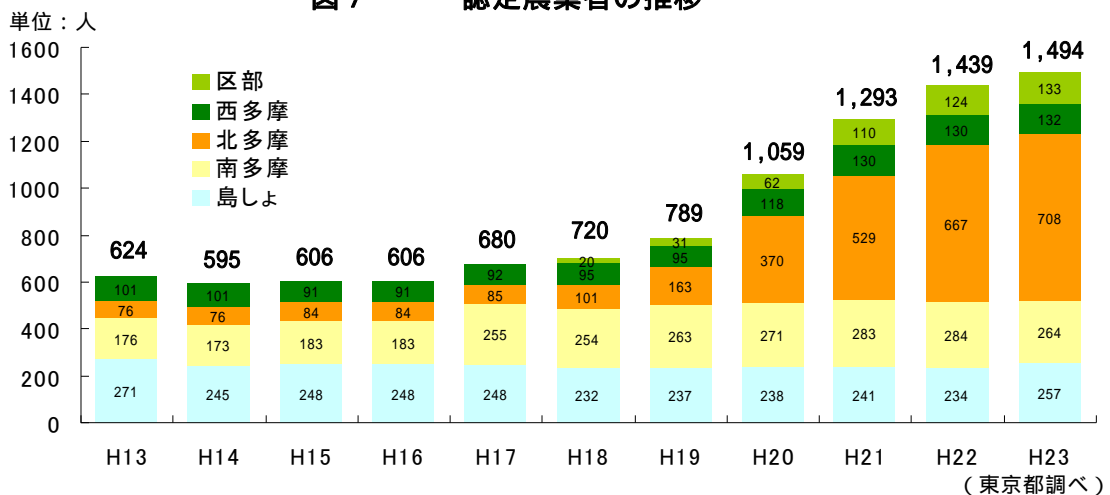


図7 認定農業者の推移



地産地消の潮流

都内で生産される農産物は、市場を通じた流通のほか、量販店との契約出荷や直売など、多様なルートで都民に供給されています。近年は、各地域で農産物共同直売所の設置が進み、平成 7 年に都内には 19 箇所であった共同直売所は、平成 22 年には 3 倍の 57 箇所に増加しており、新鮮で安全・安心な農産物を求める消費者ニーズに即した流通形態へと変化してきています。

また、都内の小中学校のうち、平成 21 年に都内産の食材を学校給食に使用した学校は 73.5%（小学校 72.0%、中学校 76.6%）となっており、子供たちの農業体験学習とともに地域農業と連携した食育活動が活発になっています。

表 4 学校給食に地元産の食材を採用している学校数（21 年度）

| | 小学校 | | | 中学校 | | |
|-----|--------------|----------------|--------|--------------|----------------|--------|
| | 完全給食 実施校数 | 地元産の農 産物を使用 | 割 合 | 完全給食 実施校数 | 地元産の農 産物を使用 | 割 合 |
| 区 部 | 852 | 491 | 57.6% | 388 | 254 | 65.4% |
| 市 部 | 433 | 428 | 98.8% | 192 | 186 | 96.8% |
| 町村部 | 25 | 25 | 100.0% | 20 | 20 | 100.0% |
| 総 計 | 1,310 | 944 | 72.0% | 600 | 460 | 76.6% |

（東京都教育委員会「平成 21 年度東京都における学校給食の実態」より集計）

減少が進む農地

緑豊かな農地は、生活環境に潤いと安らぎを与え、都市の貴重な防災空間となるなど、都民生活に多くの役割を果たしています。しかし、都内の農地は、都市化の影響に加えて農家の相続などにより年々減少を続けており、農地が果たしている大切な機能が失われつつあります。

東京全体では、平成 12 年からの 10 年間で 1,330ha の農地が失われ、平成 22 年の農地面積は 7,670ha となっています。このうち、市街化区域内の農地（生産緑地（ ）及び宅地化農地）は、10 年間で 1,191ha 減少し、農地面積は 4,583ha となっています。特に、宅地化農地の減少は著しく 10 年間で 826ha 減少、保全すべき農地として位置づけられている生産緑地であっても 10 年間で 365ha 減少し、面積は 3,522ha となっています。

なお、各区市では生産緑地の追加指定に取り組んでいますが、追加指定の面積に比べて、相続を契機として解除される面積がそれを上回り、全体では減少傾向が止まらない状況となっています。

図8 農地面積の推移

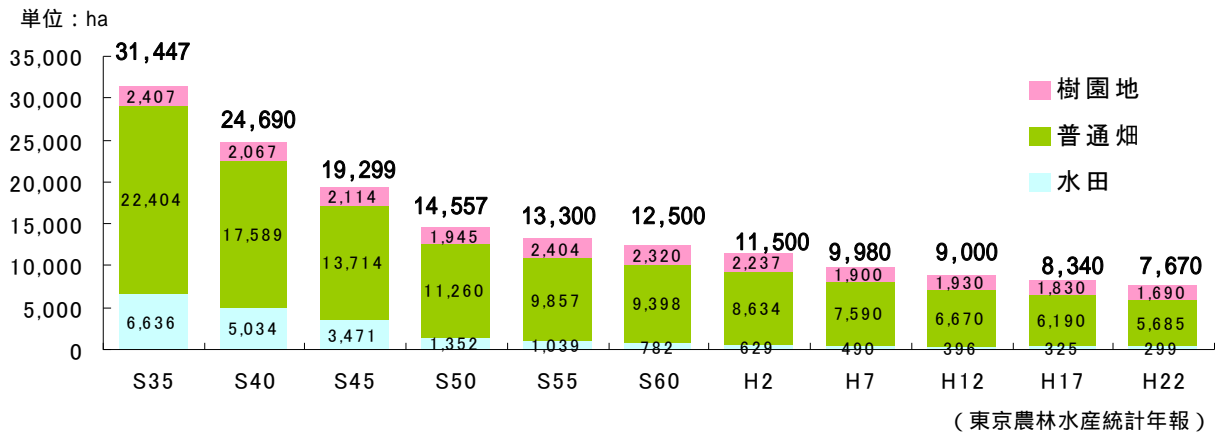
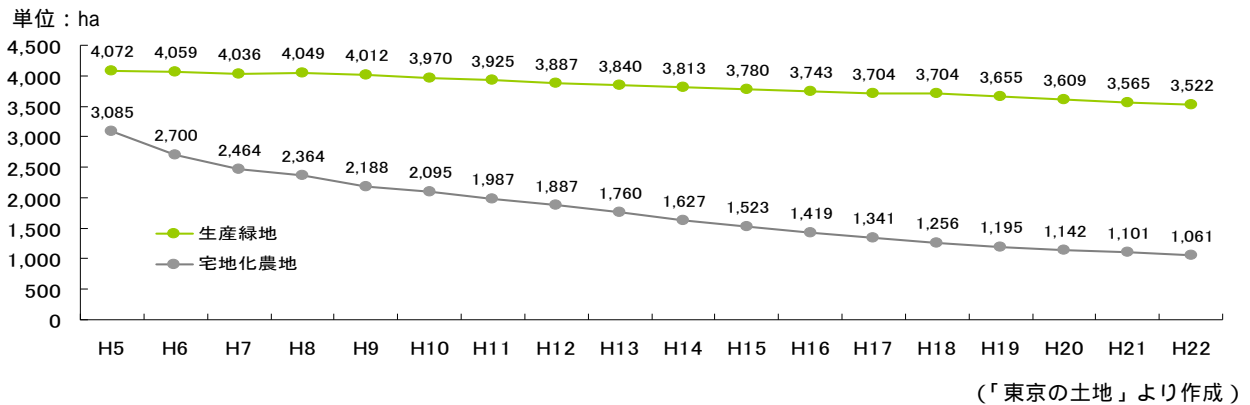


図9 生産緑地と宅地化農地の面積の推移

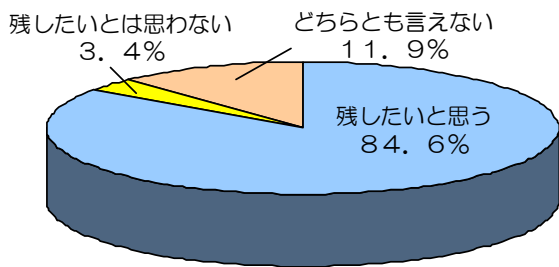


都民の意識

平成 21 年都政モニターアンケートによると、「東京に農業・農地を残したい」と回答した人は 84.6%であり、平成 17 年に実施した同様の調査の 81.1%をさらに上回るなど、都民の東京農業に対する期待は高まっています。東京の農業・農地に期待する役割としては、「新鮮で安全な農畜産物の供給」が 66.4%、「自然や環境の保全」が 49.2%、「食育などの教育機能」が 40.1%と上位となっています。

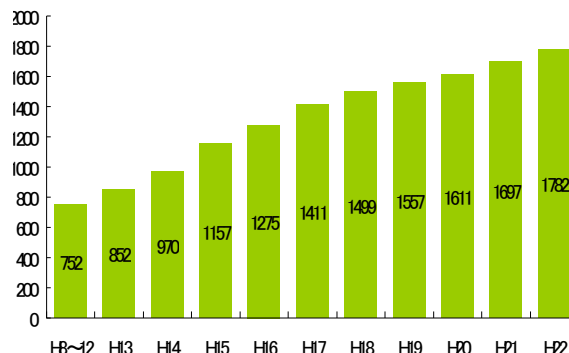
また、農業に強い関心を持ち、農家の作業を手伝うことで東京農業を応援する援農ボランティアが、各地域で活躍しています。現在、公益財団法人東京都農林水産振興財団が「東京の青空塾事業」を実施し、区市町村と連携して援農ボランティアの育成に取り組んでおり、平成 22 年度末現在で約 1,800 名の都民が登録され、東京農業の支え手の一つとなっています。

図 10 東京の農業・農地についての意向



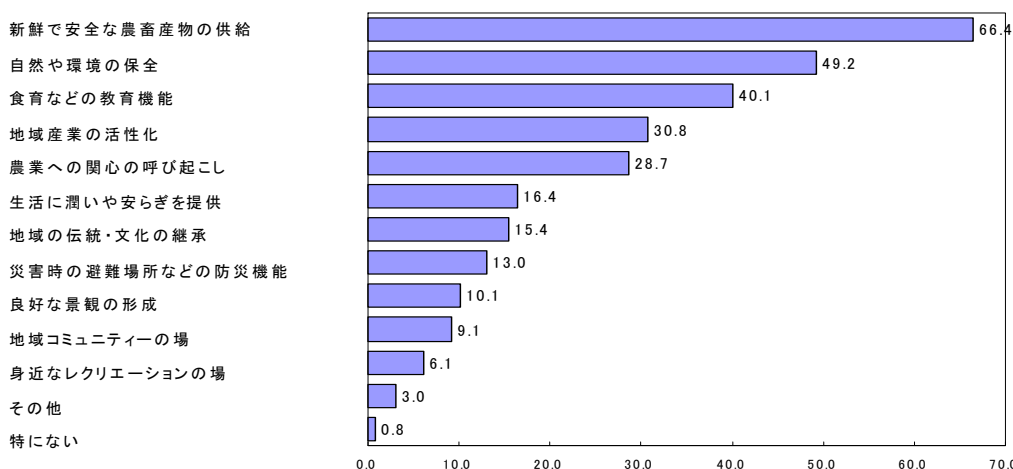
(平成 21 年都政モニターアンケート)

図 11 援農ボランティア登録者数の推移



(東京都農林水産振興財団調べ)

図 12 東京の農業・農地に期待する役割



(平成 21 年都政モニターアンケート)

3 東京農業が抱える課題

東京農業が維持・発展していくためには、東京農業を取り巻く環境の変化や都民生活に果たすべき役割を踏まえ、多岐にわたる課題を解決していく必要があります。

(1) 力強い経営体育成による産業力の強化

東京農業は、収益性の悪化や農業者の高齢化、後継者の不足など、我が国の農業に共通する問題に加え、都市化に伴う生産環境の悪化や高い税負担など、大都市特有の問題を抱えています。その一方で、1,300万人の消費者を抱える東京では、そのメリットを活かした収益性の高い新たな農業経営を展開できる可能性を秘めています。

このため、生産技術の改善はもとより経営感覚に優れた人材の確保・育成や積極的な経営改善による経営体強化、加えて、このような経営体への農地の利用集積、農産物の多様な販路の開拓など、いかに産業力を強化するかが課題となっています。

(2) 民間・行政が一体となった食の安全性確保と信頼向上

都民の食の安全性への関心が高まる中で、身近で生産活動を展開している東京農業には、都民に安全な農産物を供給する責務があります。

このため、農薬の使用量の低減に加え、農作物の病害虫・家畜伝染病等に対する検査や防除体制の強化など、生産・出荷段階での民間・行政が一体となった農産物の安全性の一層の確保が課題となっています。また、食の信頼向上に向けた事業者の主体的な活動を促すため、品質管理や消費者対応等の取組に関する情報の積極的な提供を支援するなど、食の信頼を高める取組もさらに推進する必要があります。

(3) 農業・農地の多面的機能発揮のための環境づくり

都市の中で、農業・農地の持つ多面的機能を一層発揮させていく取組は、国内的にもあまり例がなく、そのノウハウはまだ十分ではないため、都内各地域の先進的事例や今後の積極的な取組を通じて、さらに蓄積していく必要があります。

とりわけ、農業者の負担が少なく、また、都民が協力・参加しやすい仕組みづくりを進めるため、行政・農業団体によるコーディネートなどが重要になります。

このため、農業者や都民、行政などによる地域の合意形成を行う場を創出し、農業者への支援体制等の検討を行うなど、多面的機能を発揮するための環境づくりが課題となっています。

(4) 都市農業・農地に係る制度の改善

都市農地は、現行の農地制度や税制度のもとで、大きく減少を続けてきました。しかし今日、都民生活やまちづくりの中で果たす都市農業・農地の意義と役割を積極的に評価し、できる限り保全していく必要があります。

このため、将来にわたり都市農業が承継され都市農地が保全されるよう、現行制度における課題を明らかにし、国にその改善を強く働きかけていく必要があります。

第2章 東京農業の振興方向と施策展開

第1節 農業振興の基本的考え方

1 目指すべき東京農業のすがた

『都民生活に密着し未来に向け発展する産業』

今日、都民の価値観やライフスタイルが多様化する中で、都民の求める生活の豊かさを実感できる社会を築いていくことが求められています。

これまで、東京農業は、都民の食卓に新鮮で安全・安心な農産物を供給するとともにその生産基盤である農地は、都市の環境保全や防災、潤いや安らぎの提供など、都民生活に多くの役割を果たしてきました。

今後の東京農業は、都民にとっては豊かな都民生活に貢献する魅力ある産業、また、農業者にとっては収益性の高い魅力ある産業として、都民生活に密着し未来に向け発展していく産業となることを目指します。

2 農業振興の基本的視点

『東京農業の持つ潜在力を発揮した力強い農業の推進』

大都市東京に立地する東京農業は、消費者ニーズを素早く取り入れた経営展開や多様な人材の活用、商工業や観光業との連携などにより、様々な発展の可能性とそれを実現していく力を秘めています。

東京農業を、都民生活に密着し未来に向け発展する産業としていくためには、こうした潜在力を最大限に開拓・発揮していくことが重要であることから、『東京農業の持つ潜在力を発揮した力強い農業の推進』を新たな視点として、農業振興を図っていきます。

3 農業振興の方向

今日の東京農業が抱える課題に的確に対応するため、次の3つを今後の東京農業の基本的な振興方向として、農業振興施策を展開していきます。

- (1) 東京農業の特性を活かした産業力の強化
- (2) 都内産農畜産物の安全・安心の確保と地産地消の推進
- (3) 豊かな都民生活と快適な都市環境への積極的貢献

第2節 農業振興施策の展開

1 東京農業の特性を活かした産業力の強化

(1) 東京のポテンシャルを活かした魅力ある農業経営の確立

東京農業が発展していくためには、東京農業が持つ潜在力を最大限引き出し、魅力ある農業経営を確立することが重要です。1,300万人の都民を抱え、多様な産業や大学などの教育・研究機関が集積する東京の強みを活かし、農業者の創意工夫とチャレンジ精神を発揮した、個性ある東京スタイルの経営を展開します。

大消費地東京の優位性を活かした収益性の高い農業経営の実現

東京の巨大な消費力や多様な都民ニーズを素早くつかめる立地にあるメリットを経営に活かし、限られた農地面積で最大限の収益を上げるため、新技術の導入や施設栽培などによる生産性の向上、農業と加工・サービスの組合せによる経営の多角化などにより、農業者の経営改善を進めます。

このため、新技術の開発・導入を進めるとともに、経営改善に必要な施設整備への支援、各分野の専門家による経営面の支援などを総合的に実施していきます。

都民ニーズの開拓による新しい農業経営の確立

質の高いサービスの提供を目指す農業体験農園や観光農園、ファーマーズレストランの開設、料理実習などの食育活動が可能な施設を備えた農園など、都民のライフスタイルの変化等を見据えて、潜在的なニーズを積極的に開拓し経営に活かす、新しい東京スタイルの経営モデルを確立します。

このため、都市地域や山村・島しょ地域など、地域の特性を活かした農業者の新たな農業ビジネス創出などの取組をハード・ソフトの両面から支援していきます。

地域農業の生産力強化と農商工連携の推進

都内の各地域には、地域の農業をリードする経営体や自家消費を中心とする小規模農家など、様々な経営規模の農業者が混在しています。こうした農業者が地域で連携し、それぞれが農地の利活用と生産活動を活発化するための取組を支援することで、地域全体としての農業の生産力強化を図ります。

また、商店街での地場農産物の販売や特産農産物を材料とした新たな加工品の製造・販売、農業体験や農産物の直売を観光資源として積極的に活用する取組などを支援し、農業と商工・観光業などの地場産業が連携して相乗効果を発揮することにより、農業を通じた地域の活性化にも貢献していきます。

(2) 東京オリジナルの商品開発とブランド化の推進

最近、地域で生産される農産物をブランド化して販売する取組も活発化しており、地域団体商標（ ）の登録を行った「稲城の梨」や多摩地域産のみで製造した「東京牛乳」、豚肉の「TOKYO X」、「東京しゃも」などが好評を得ています。

農産物価格が低迷する中で、都内産農産物を有利に販売していくため、こうしたブランド化の推進や消費者ニーズを捉えた東京ならではの新商品の開発など、差別化や高付加価値

値化への取組をさらに推進します。

ブランド農産物等の育成

東京独自の新たな品種の開発や育成を行うとともに、東京ならではの「江戸東京野菜」など、都内各地域にある個性豊かな農産物や加工品について、商品性の向上や都民への積極的なPR等により差別化を図り、ブランド化を推進します。

地場農産物を活用した加工品等の新商品の開発

地場農産物を活用した新商品開発に取り組む農業者や商工業者などからの相談対応や試作のための施設解放、技術支援を行うほか、加工施設の整備や流通促進への支援など、新商品の開発を総合的に支援する仕組みを充実・強化します。

(3) 東京農業を支える意欲ある担い手、多様な担い手の確保・育成

東京農業の力強い展開のためには、農家の後継者の円滑な就農と優れた技術や経営力を備えた担い手の育成が必要です。そのため、就農準備や新規就農の段階から経営展開に至るまでの一貫した支援体制を充実し、意欲と経営者マインドあふれる農業者を育成します。

また、農業者の高齢化や担い手不足に対応するため、農業参画に意欲的な都民等を東京農業の新たな担い手として確保・育成します。

経営感覚に優れた農業者の育成

農業者の経営改善計画の作成やその実現に向けた取組について、技術・経営の診断・指導等により総合的に支援するとともに、企業的経営や商品開発などの部門別セミナーの開催などを通じて、経営感覚に優れた農業者を育成します。

また、女性の感性や能力を発揮した加工品の開発や製造、販売など、女性農業者の取組を推進します。

幅広い世代の農業後継者の育成

新規学卒者をはじめ、他業種からのUターン、定年就農者まで、様々な世代が後継者として就農する東京農業の特性に対応するため、就農準備への支援のほか、それぞれの農業経験や技術レベル等に応じたカリキュラムによる研修制度を充実します。

また、後継者同士の交流やグループ活動への支援などにより、これからの東京農業を担う後継者を育成します。

都民や企業など幅広い担い手の活用

農業への新規参入を希望する都民や企業に対する各種情報提供や相談、農地や資金の斡旋、就農後の農作物の栽培指導など、新規就農のための総合的支援を充実・強化し、東京農業の新たな担い手として確保・育成します。

また、東京に定着してきた援農ボランティアについては、東京農業の支え手の一つとなっていることから、その育成や農業者とのマッチングを一層促進していきます。

(4) 農業生産基盤の整備と農地の保全・利活用の促進

平坦な農地が広がる農業振興地域（ ）や急峻な傾斜地に農地のある山村地域、防風林に囲まれた小規模な農地が多い島しょ地域、また、住宅地に囲まれた都市地域など、東京

の農業・農地の環境はそれぞれ異なっています。

効率的で生産性の高い農業や都市に調和した農業を展開するため、こうした各地域の特性を踏まえた、きめ細かな農業生産基盤の整備を実施します。

また、高齢化や後継者不足等により発生する耕作放棄地の解消と農地の利活用の促進を図っていきます。

地域の特性を活かした農業生産基盤の整備

農業振興地域を含む市街化調整区域や山村・島しょ地域では、農業・農地の規模や置かれている環境に柔軟に対応した農道や農業用水施設などの農業生産基盤の整備を着実に実施します。

また、都市地域では、生産緑地について農業用水施設や生け垣などの農業生産基盤や景観の整備を行うとともに、小規模な土地区画整理事業等による農地と住宅地が共存するための取組を支援していきます。

農地の保全と利活用の促進

高齢化や後継者不足による低利用農地や耕作放棄地の増加が問題となっています。経営規模拡大を目指す農業者や新規参入者が、こうした農地を有効に活用するため、農地と担い手のマッチングの促進や耕作放棄地の再生支援、農作業受委託の取組を充実します。加えて、農地の利活用を推進するため、農業委員会とその協力機関である東京都農業会議等関係機関と十分連携をとり、利用権設定等促進事業、農用地利用改善事業、農地利用集積円滑化事業等を活用し、認定農業者を始めとする意欲的な農業者への農地の利用集積を図ります。市町村における農地利用集積円滑化団体（ ）の設立を促進するなど、都や区市町村、農業団体などの関係機関が一丸となった体制を再構築し、取組を強化します。

生産緑地については、区市と連携・協力して追加指定を積極的に推進し、都市農地の確保・保全に努めていきます。さらに、公共事業により貴重な農地が収用される場合の対応策について検討していきます。

2 都内産農畜産物の安全・安心の確保と地産地消の推進

(1) 農畜産物の安全・安心の確保に向けた取組の充実・強化

安全・安心な農畜産物を提供していくことは東京農業の使命といえます。このため、生産面における安全性確保の取組に加え、安全性に関する調査や情報発信など、生産から消費に至る各段階で、安全・安心を確保する取組を充実していきます。

また、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質による農畜産物汚染への対応については、これまで各地域で行ってきた放射性物質の検査を継続するなど、都民の不安を払拭するための取組を実施していきます。

安全・安心を確保した農畜産物の生産

都内産農畜産物の安全・安心を確保するため、新しい生産技術の開発と普及に積極的に取り組みます。また、農薬の使用量低減や畜産における安全な飼料の利用、生産情報の記録と公開など、生産現場における農業者の取組に対する支援を強化するとともに、農業者がより取り組みやすい仕組みづくりの検討も行っていきます。さらに、農業生産工程管理（GAP）（ ）等による安全・安心の確保も推進していきます。

農畜産物の安全性に関する調査

都内各地域における農作物や土壌の残留農薬の定期的・継続的な調査の実施などにより、農産物の安全性を確保します。

また、放射性物質による汚染については、引き続き、都内各地域において、農畜産物の検査を徹底するとともに、農地や堆肥、飼料などについても検査を実施し、生産段階における安全性の確保に取り組みます。

安全性に関する情報発信の充実

都内産農畜産物の残留農薬や放射性物質に関する調査結果のほか、都が実施している安全・安心確保に関する施策や農薬等に関する正しい知識、安全な農畜産物の生産技術の事例紹介など、都内産農畜産物の安全性について、ホームページ等による都民への情報発信を充実します。

(2) 都内産農産物の地産地消の推進

新鮮で安全・安心な都内産農産物を求める都民の声に応えるため、各地域の農産物を地元で販売する地産地消をさらに促進します。また、巨大な消費地である都市部と多摩地域、島しょ地域を直結する、東京全域をエリアとした地産地消を推進します。

都内産農産物の地産地消のネットワークづくり

各地域で生産される農産物の地元での地産地消に加え、多摩地域から都市部、島しょ地域から都市部・多摩地域など、都内における農産物の流通を活発化します。

このため、都内産農産物の販売拠点づくりや都心部でのマルシェの開催、JA直売所と商店街との連携、島しょ農産物の流通改善などにより、多様な流通システムを構築し、東京全域をエリアとした地産地消のネットワークを整備していきます。

都内産農産物の消費拡大

都民に都内産農産物の生産・販売や料理方法などの様々な情報を発信するとともに、都内産食材を使用する飲食店等の登録・PRや学校給食への都内産農産物の導入拡大、農産物直売所をはじめデパート、量販店、生協など都内産農産物の販売チャンネルの多様化を進めることにより消費の拡大を図ります。あわせて、こうした需要に対応するための農産物の生産・供給体制を強化します。

(3) 環境に優しい農業の推進

東京農業が地域に調和して持続的に発展していくためには、環境に優しい農業を推進しなければなりません。このため、農薬の使用量の低減や堆肥を使用した土づくりによる化学肥料の低減など、生産性を確保しつつ環境への負荷をできる限り抑えた環境保全型農業

への取組を農業者とともに推進していきます。

環境保全型農業の技術開発と普及

環境負荷を低減するための農業生産技術の開発を進めるとともに、農業者に対して肥培管理を適切に行うための土壌診断（ ）など、環境保全型農業に係る技術支援を充実します。また、農業者のIPM技術等の導入のための施設整備を支援するなど、環境保全型農業を普及・促進していきます。

環境保全型農業の推進のための制度の充実

特別栽培農産物認証制度（ ）やエコファーマー認証制度、さらに有機JASの認定制度（ ）など、都では環境保全型農業に関係する多くの制度を実施しています。このうち都が認証に関わるものについては見直しを行い、農業者が取り組みやすく、消費者に理解しやすい仕組みとなるよう制度を再構築していきます。

(4) 植物防疫・家畜防疫対策等の強化

海外において農業生産に甚大な被害を与えているウメ輪紋病（PPV）（ ）の発生が、平成 21 年に国内で初めて東京都において確認されました。また、高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫等、重大な家畜伝染病が国内で発生しており、都内でも、これらの発生リスクは高まっています。農業者が安心して農畜産物を生産するため、こうした農作物病害虫や家畜伝染病の発生防止策を徹底するとともに、発生時には迅速に対応していきます。

さらに、山村・島しょ地域等においては、野生鳥獣による農作物被害が多発しており、農家の生産意欲を著しく低下させることから、効果的な防止策を講じていきます。

農産物を安心して生産できる環境の整備

農作物の病害虫の発生を事前に予測する発生予察の精度向上と、病害虫に関する情報発信の充実、発生時における現地指導の徹底など、病害虫の発生の抑制と被害の低減に努めます。特に、ウメ輪紋病等の重要病害虫の発生に対しては、迅速に対応していきます。

畜産物を安心して生産できる環境の整備

高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫等の家畜伝染病は、畜産経営に甚大な被害を与えるばかりでなく、人への感染が危惧されるものもあります。そのため、発生予防対策の充実や発生時におけるまん延防止のための早期発見と通報、迅速かつ的確な診断などの危機管理体制を強化します。

また、農場における疾病発生リスク低減のための消毒設備の設置や飼養管理衛生基準（ ）の遵守等、現地指導を強化していきます。

農作物の獣害防止対策の強化

イノシシやサル、ハクビシン等による農作物被害を減少させるため、鳥獣保護や生物多様性の維持にも配慮しつつ、東京都獣害対策基本計画（ ）や外来生物法（ ）に基づき対象獣の侵入を防止するための電気柵の設置や捕獲、生息調査等を実施します。

また、効果的な獣害防止対策のための現地指導の強化と事業効果の検証を行っていきます。

3 豊かな都民生活と快適な都市環境への積極的貢献

(1) 農業・農地の多面的機能を発揮したまちづくりの推進

農業・農地が持つレクリエーションやコミュニティー、教育、環境保全などの多面的機能を一層開拓・発揮させることで、豊かな都民生活や快適な都市環境の形成に積極的に貢献するまちづくりを推進していきます。

また、東日本大震災を契機とした都民の防災意識の高まりの中、農業・農地が持つ防災機能を発揮させる取組を支援し、安全・安心なまちづくりにも貢献していきます。

農業・農地を活かしたまちづくりの推進

都では、まちづくりの中で農業・農地の多面的機能を一層開拓・発揮するための仕組みづくりや施設整備などを支援するモデル事業を実施しています。この事業の実績や効果を検証し、今後は、他の地域の自治体や農業者、地域住民などによる農業・農地を活かしたまちづくりの取組が促進されるよう支援していきます。

農業・農地の防災機能の発揮

今後発生が想定されている大規模災害時に、あらかじめ自治体と農業団体等との間で締結した協定などに基づき、農地を一時的な避難場所や仮設住宅用地などとして活用したり、栽培されている農産物を緊急食料として供給する仕組みづくりを進めます。

また、農業用井戸を活用して地域住民に生活用水を供給できる体制を整備するなど、農地や農業用施設が災害に強いまちづくりに向け、積極的な役割を果たしていくための取組を一層推進します。

都民と農業のふれあいの場の充実

農業者の指導のもとに都民が農作業を行うことができ、コミュニティーの場ともなる農業体験農園や、農とふれあえる観光農園などの開設を推進するとともに、農業に参画したい都民のための援農ボランティア制度を充実し、農のあるライフスタイルを都民に提供していきます。

また、高齢者の健康維持や障害者の機能回復、職業訓練の場としての農園など、福祉分野と連携した農業の展開も進めていきます。

美しい農の景観の創出

手入れの行き届いた農地や農家の屋敷林など季節感あふれる農の景観は、人々に潤いや安らぎをもたらす、地域の魅力をつくる重要な資源です。このため、景観に配慮した農業生産基盤の整備や各種都市計画的手法の活用などにより、美しい農の景観の創出に努めていきます。

また、東京に残された里山や水田は、環境保全や景観形成、自然教育、歴史文化の継承など、貴重な機能を持っていることから、できる限り保全することが必要です。そのため、小規模な農道の整備や農業用水路の保全などに努めていきます。

(2) 都内産農産物や農業体験を通じた食育の推進

生涯を通じて心身を健康に保ち、豊かな人間性を育てていくためには、都民一人ひとりが自らの食について考え、健全な食生活を実践することが大切です。

このため、子供から大人まで、それぞれの環境に応じた食育を推進するとともに、区市町村やNPO等、多様な食育活動を展開する主体と連携し、幅広い食育の取組を展開していきます。

学校給食や農業体験による食育の推進

都内の小中学校の学校給食に都内産農産物を供給していく仕組みを整備し、都内産食材を使った食育を推進していきます。

また、子供たちが農作業を体験することは、農業に親しみ、自然への理解を深め、食育を推進する上で大変意義があることから、農地のない都心部も含めて、区市町村や農業協同組合、学校、農業者などと連携して、子供たちの農業体験学習を進めていく仕組みを充実していきます。

食についての幅広い情報発信

生産から消費に至るまでの都内産農産物に関する様々な情報を発信するとともに、東京うどやコマツナをはじめとした、古くから東京で受け継がれてきた野菜についてもその歴史などを幅広く紹介するなど、農業を通じて食についての都民の理解を深めていきます。

多様な食育活動の展開

都民の身近にある東京農業とのふれあいや、都内産農産物の学校給食への提供の推進に加え、自治体や農業者、NPOなどが行う多様な食育活動を支援していきます。

また、こうした取組を推進するため、食育フェアなどの各種イベント等を開催し、食育活動をアピールするとともに、食育推進団体のネットワークを構築していきます。

(3) 都内産緑化植物による都市緑化の推進

都は現在、東京を緑あふれるまちとして再生するため、全庁をあげて緑の保全と創出に取り組んでいます。しかし、花や植木などの都内産緑化植物は十分に活用されているとはいえません。

このため、こうした都内産緑化植物で東京の緑化を推進する「花と植木の地産地消」を進め、生産現場の緑と緑化現場の緑の両面から、東京の緑の確保と創出に貢献していきます。

新たな緑化植物等の開発と研究

花と植木について、都民の暮らしや都市の緑化場面に応じた新品種や新商品を研究・開発するとともに、屋上緑化や壁面緑化の推進のほか、室内緑化など新たな利活用を提案し、消費の拡大と生産の振興を図っていきます。

花と植木の地産地消の推進

都内産緑化植物を都の公共事業等で積極的に活用するほか、生産・販売情報の発信や流通システムの充実・強化、緑化植物や花を活用した「緑育」や「花育」()といった新たな取組などにより、花と植木の地産地消と生産流通の拡大に取り組んでいきます。

(4) 都民とともに作り育てる東京農業

東京農業が都民生活に密着し持続的に発展していくには、都民の理解と協力が不可欠です。このため、都民への東京農業に関する情報発信の強化や都民と東京農業の交流の促進など、都民とともに東京農業をつくり育てる仕組みの充実を図っていきます。

都民と東京農業の交流のネットワークづくり

東京の都市地域や山村地域、島しょ地域等で、都民が東京農業を理解し、様々な農産物にふれあい、農業体験を楽しめるよう、都民と東京農業の交流の拠点づくりを進めます。

また、地域における観光農園や特産農産物の販売店、農業関連のイベントなどを紹介する情報誌や散策マップ、案内板など、都民の東京農業へのアクセスを整備することにより、農を通じた人の交流を活発化していきます。

都民への東京農業に関する情報発信の充実

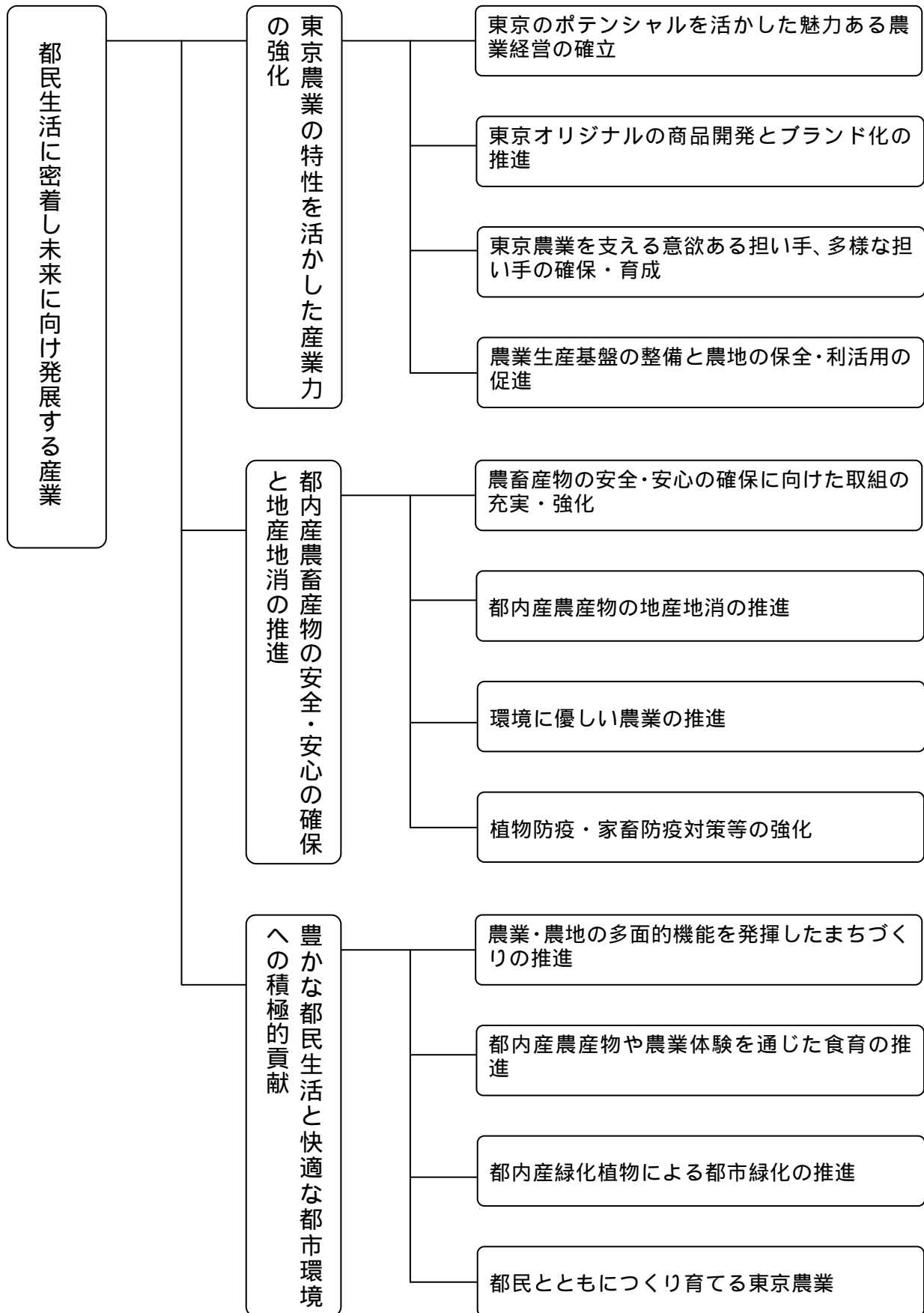
農産物共同直売所等を地域農業の情報発信の拠点とするとともに、WEBサイトや情報誌など、様々な媒体を通じて東京農業に関する情報発信を充実・強化し、都民に都内各地域の農産物や加工品の生産・販売情報、とうきょう地元の特産食材使用店や農業体験農園、観光農園などの情報を積極的に提供していきます。

都民とともに東京農業をつくり育てる仕組みづくり

東京における農業・農地の意義と役割、現状と課題などについて、都民に積極的に情報提供し、都民と農業者の相互理解を深める取組を推進していきます。

また、東京農業や都の農業政策について、都民や農業者、行政などが一緒になって意見交換をする機会の充実や都政モニターアンケートの活用などにより、都民や農業者の声を活かしながら東京農業をつくり育てる仕組みを充実していきます。

4 東京農業の振興方向の体系



第3章 都市農業・農地に係る制度改善の国への提案

1 都市農業・農地の現状と再評価の動き

東京の都市農業は、規模拡大を指向する農業者が農地を借り入れることができないことや、相続時には、高額な相続税の支払いのために農地を売却せざるを得ない状況も生じることなど、制度面での課題を抱えており、今も都市農地の減少は続いています。

こうした中、国においては都市農業・農地の役割を再評価し、都市の中でその機能を活かしていくための議論が始まっています。

(1) 農業者の経営意欲と危機意識

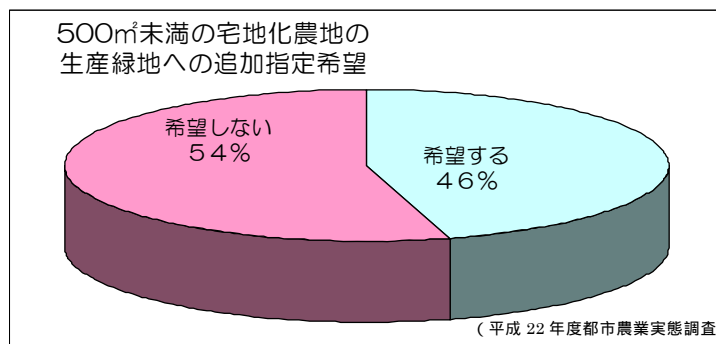
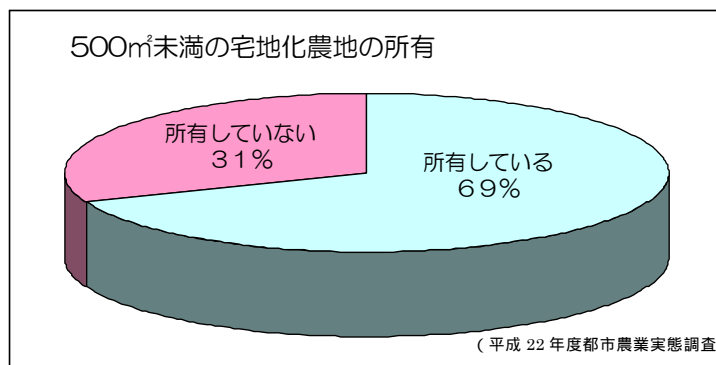
ア 生産緑地指定の面積要件を下回る農地の存在

都内の市街化区域内農地の中で、特に生産緑地以外の宅地化農地は大きく減少をしています。

市街化区域内で農業を営む認定農業者を対象に都が実施した都市農業実態調査（571人が回答）によると、生産緑地指定の面積要件である500㎡に満たない農地を所有している農業者は69%で、そのうち、生産緑地指定の面積要件が引き下げられれば、追加指定を希望するとした農業者が46%となっています。

このように500㎡未満の面積であっても、農業経営にとって貴重な生産基盤となっている農地が、相当数存在しています。

図13 500㎡未満の宅地化農地の所有と生産緑地の追加指定の希望



イ 農地を借りて規模拡大を指向する農業者

調査によると、現行の制度では、貸し付けた場合には相続税納税猶予制度が適用されないため、実質的に貸し借りが難しい市街化区域内の生産緑地について、貸し借りが可能となる措置が採られれば、経営規模の拡大のために借り入れたいと答えた農業者は34%となっています。

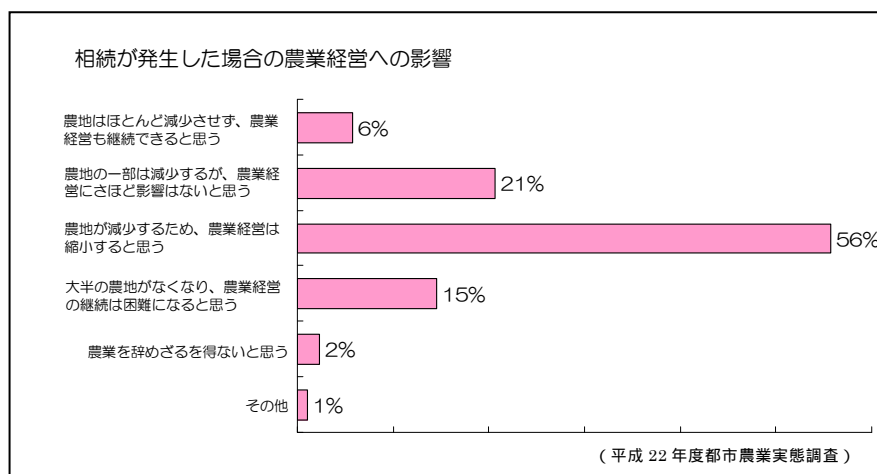
また、都内市街化調整区域や都外などで農地借り入れの意向のある農業者は18%で、特に若い世代ほど多い傾向となっています。

ウ 相続時の大きな税負担

農家に相続が発生した際、所有する農地や農業用施設用地などには宅地並みの相続税が課せられます。生産緑地の指定を受けている農地は、納税猶予制度の対象となりますが、生産緑地指定の面積要件に満たない農地や農業用施設用地は対象とならないため、地価の高い東京では高額な相続税が課せられているのが現状です。こうした中で、相続税の支払いのために、農地を売却せざるを得ない状況も発生しています。

相続が発生した場合の今後の農業経営について、農業者の56%が「農業経営を縮小」、17%が「農業経営の継続が困難」、または「農業をやめざるを得ない」と回答しており、相続に伴う税負担の大きさが、都市農業を継続する上で極めて大きな問題となっています。

図 14 相続が発生した場合の農業経営への影響



(2) 都市農業・農地に関する国の動向

国土交通省が所管する社会資本整備審議会の「都市政策の基本的な課題と方向検討小委員会」報告(平成 21 年 6 月)では、「都市と農地を対立する構図で捉える視点から脱却し、都市近郊や都市内の農地について、農業生産機能を中心に、多面的機能を都市が将来にわたり持続していくために有用なものとして、都市政策の面から積極的に評価し、広い視野で検討していくべきである。」としており、その後、同審議会の「都市計画制度小委員会」でさらに検討が進められています。

また、食料・農業・農村基本計画（平成 22 年 3 月閣議決定）では、「都市農地の保全や都市農業の振興に関連する制度の見直しを検討する。」としており、農林水産省では、「都市農業の振興に関する検討会」を平成 23 年 10 月に設置し、議論が進められています。

2 都市農業・農地の位置づけの明確化と基本法の制定

都市住民の都市農業・農地に対する期待の高まりや、人口減少時代の到来という社会情勢の歴史的な変化を背景として、都市と農業が将来にわたり共生していくという、新しいまちの姿が求められています。

このため、国は、都市農業・農地の役割を都市政策と農業政策の両面から明確に位置づけ、都市農業の振興と都市農地の保全のための法制度の整備するなど、政策の転換を図る必要があります。

(1) 都市政策としての都市農地の位置づけ

都市農地が保全され、その多面的機能が将来にわたって発揮されるためには、都市農地を緑地やオープンスペースとしての評価だけでなく、それ以外の様々な役割についても積極的に評価し、都市に有用な存在として明確に位置づけ、保全を図っていく必要があります。

(2) 農業政策としての都市農業の位置づけ

都市農業は、農作物を生産し供給するという基本的な機能にとどまらず、都市に立地することによる多面的機能を果たしています。農業政策としては、都市に存在する農業の役割を十分に評価し、都市農業を将来にわたって継続されるべき存在として明確に位置づけ、経営が続けられる条件整備を図っていく必要があります。

(3) 「基本法」の制定

国は、都市農業・農地が持続可能となる政策へと転換を図る必要があります。そのため、都市農業の振興と都市農地の保全に関して、政府が採るべき法制上の措置等を規定する「基本法」の制定が必要です。

3 都市農業・農地の制度改善

農業経営を継続したいと願う都市の農業者が安心して農業を営めるよう、また、都民生活に様々な役割を果たしている都市農地が将来にわたり保全されるよう、国は都市農業・農地に係る制度改善を行う必要があります。

(1) 生産緑地制度の改善

市街化区域内の生産緑地は、農地の持つ緑地機能に着目し、一定規模以上であれば保全を図るものとして、都市計画上に位置づけられたものです。相続税や固定資産税などの税制面の優遇措置がとられ、都市農地の保全と農業経営の安定のために必要な制度となって

います。

しかし、都市農地は、生産緑地指定の面積要件以下の小規模であっても農業経営上重要な生産基盤であり、また、緑地機能にとどまらず多様な機能を果たしています。

このため、生産緑地指定の面積要件は、緑地としての機能の観点からだけでなく、農業経営上の必要性などを考慮し、引き下げる必要があります。

(2) 「特定貸付け」制度の生産緑地への適用拡大

「特定貸付け」制度は、農地の貸し借りをしやすくし、農地の効率的利用を促進することを目的に、平成 21 年の農地法等の改正に伴い創設された措置です。農業経営基盤強化促進法に基づいて農地を貸し付けた場合には、相続税の納税猶予の継続あるいは適用を受けられますが、市街化区域内の農地は対象となっていません。「意欲ある農業者の農地の権利取得の促進」や「借地による農業経営の法人化の促進」などにより、経営体の強化を図ることは、地方、都市部を問わず重要な課題です。

このため、農業経営基盤強化促進法に基づく「特定貸付け」制度を、市街化区域内の生産緑地についても適用拡大していく必要があります。

(3) 相続税納税猶予制度の適用拡大など相続税の負担軽減措置

生産緑地は、相続税納税猶予制度（ ）の対象となる一方で、農業経営上不可欠な集出荷施設や農機具倉庫等の農業用施設用地、防風や堆肥確保のための屋敷林や平地林は納税猶予の対象となっていません。

都市農業の経営承継を円滑にするためには、農地に限られていた納税猶予制度の適用を、一定の土地利用制限のもと、農業経営に必要な農業用施設用地等にも拡大するなど、相続税の負担軽減措置をさらに講じていく必要があります。

表 5 農地に対する税制度

| 農地の種類 | 固定資産税 | 相続税納税猶予制度 | 「特定貸付け」制度 |
|------------------|--------|-----------|-----------|
| 市街化区域内の農地 | 宅地並み課税 | 適用されない | - |
| 生産緑地 | 農地課税 | 適用される | 適用されない |
| 市街化区域以外の農地（一般農地） | 農地課税 | 適用される | 適用される |

（注）：市街化区域は、三大都市圏の特定市（ ）の場合

4 都市農業の持続的な振興と貴重な都市農地の保全に向けて

都市農地は、農業の生産の基盤としてばかりでなく、災害時の避難場所や、ヒートアイランド現象の緩和など様々な機能を併せ持つ、都市の貴重な財産です。

都市農業・農地が将来にわたって都市に有用な存在として、その役割を果たしていくには、国の政策転換と制度の改善が必要です。もとより、制度改善のみで都市農地の減少を止めることは困難であり、都としても保全に向けできることを行っていく必要があります。

今、都市農地保全に一步を踏み出さなければ、農業・農地を活かしたまちづくりの機会は、

永遠に失われてしまいます。

国においては、こうした都市農業の実情を理解し、制度改善に向けて省庁横断的、かつ速やかに取り組む必要があります。

都は、その実現に向け、国に強く働きかけていくとともに、同じ課題を抱える関係自治体と共同し行動していきます。

第4章 都民生活に密着した産業・東京農業の実現に向けて

東京農業が、都民生活に密着した産業として発展していくためには、都民のニーズに最大限応えながら、都市と共生し、都民の理解と協力のもとに農業振興施策を推進していくことが重要です。

このため、農業者や都民、行政などが連携、協力し、次のようにそれぞれの役割を發揮していかなければなりません。

1 農業者や農業団体の役割

(1) 農業者

農業者は、都民の期待が大きい新鮮で安全・安心な農産物の生産に努め、その生産情報を積極的に提供していく責務があります。

また、経営の改善や農地の利活用の促進に努めるとともに、東京における農業・農地の果たす多面的機能を十分に認識し、都民との交流や美しい農業景観に配慮した生産活動、防災拠点としての位置づけなど、農業・農地が地域に一層貢献するための取組を進めていくことが期待されます。

(2) 農業団体

農業委員会は、農地の適正管理や利活用の促進、担い手の確保・育成、地域の農政推進において、主体的な活動をさらに充実させていく必要があります。

また、農業会議は、それらの農業委員会活動を広域的に推進する仕組みを充実させ、農地の利活用や新規就農を一層促進していくことが期待されます。

農業協同組合は、営農指導体制を充実強化し、農家子弟の就農意欲を喚起する取組や、農業者の経営のサポートを行うとともに、多様な経営環境にある農業者を取りまとめ、地域農業の活性化に努めていく必要があります。また、農産物共同直売所の運営や子どもたちの農業体験の場の提供、農業・農地による防災協力など、農業を通じて積極的に地域貢献していくことが期待されます。

2 都民の協力

地域に開設されている農産物直売所での地元の農産物の購入や農業者が開設している農業体験農園・観光農園などの活用、新規就農や援農ボランティアを含め、多様な担い手の一員として東京農業を支えるなど、都民の主体的な参画が東京農業を振興していく上でとても重要です。

また、東京農業を魅力あるものとするためには、子どもや高齢者、障害者、NPOなど、幅広い都民との関わりを深めていくことも大切なことです。

都民が農業者とのコミュニケーションを深め、東京の農業者の抱える課題を理解し、それを行動に表すことは、農業者を支える大きな力となります。

3 行政の役割

(1) 国

日本の農業は、様々な立地条件と多様な農業経営のもとで展開され、それぞれの農業が食料自給率の確保や地域経済に貢献するとともに、その多面的機能は地域の暮らしや環境などに重要な役割を果たしています。

国は、こうした状況を踏まえ、その一端を担っている都市農業についても、農業者が農業経営を継続できるよう制度改善や振興施策の充実に努め、地域の特性を考慮した施策展開を図っていく必要があります。

(2) 区市町村

区市町村は、基礎自治体として農業振興を図るため、地域の特性を踏まえた農業振興計画を策定し、都の施策の活用や独自のきめ細かな振興施策を展開していく必要があります。

また、農業・農地をまちづくりの中に位置づけ、農地の保全を図っていく取組などについては、区市町村の関係部局が連携して、多角的に施策を講じていくことが重要です。

(3) 東京都

都は、東京農業の課題に対応するため、都民や農業者、区市町村、農業団体などとの連携を強化し、都内各地域の特性に応じた振興施策を展開していきます。

また、技術革新の著しい今日、東京農業の発展に必要な新技術の開発や導入、農業者への普及指導を充実します。

さらに、都庁内関係部局との連携を一層強化し、安全・安心の確保や食育の推進、都市農地の保全などの様々な分野で、多角的に対策を講じていきます。

国に対しては、様々な農業施策について連携を図りつつ、都市農業・農地に係る制度問題などについては、その改善を強く求めていきます。

第1節 地域別農業の特徴と振興の考え方

東京農業は、区部や多摩の都市地域から中山間地域（ ）、伊豆・小笠原の島しょ地域まで、極めて広域な地域で、それぞれに自然や周辺環境に応じた特色ある農業が営まれていることから、各地域の農業の振興に当たっては、地域の実情に応じた振興策が必要です。

ここでは、東京農業を地域別に大きく3つに分け、それぞれの農業の特色と特徴的な振興方向を示します。

《特色ある地域の農業》

1 都市地域の農業

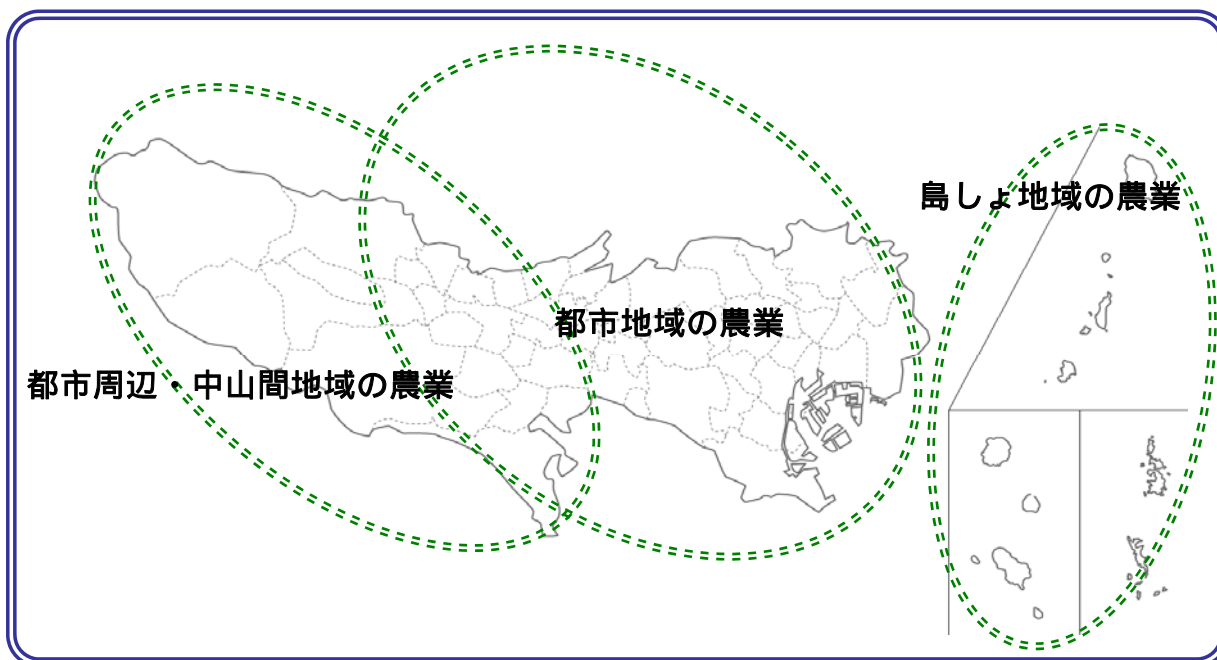
区部や多摩地域の市街化区域内で行われている農業

2 都市周辺・中山間地域の農業

農業振興地域を含む都市地域周辺及び中山間地域で行われている農業

3 島しょ地域の農業

伊豆諸島及び小笠原諸島で行われている農業



1 都市地域の農業

(1) 農業の特徴

《地域の概況》

区部や多摩地域の市街化区域では、生産緑地を中心とした農地で、都民生活との関わりを持ちながら農業が展開されています。近年、この地域の農地は、都民のレクリエーションの場や災害時の防災空間など、その多面的機能が注目されています。

《農地・担い手》

農地の約8割が生産緑地地区に指定され、限られた農地を効率的に利活用した農業が進められています。特に、区部の東部地域では施設栽培による極めて集約的な農業が展開されています。また、区部の西部から多摩地域にかけては、比較的まとまった農地が存在し、露地栽培や施設栽培による生産が活発に行われています。しかし、この地域では、相続の発生等に伴い、農地の減少が続いています。

この地域は、他業種からリターンで就農する後継者などが比較的多く存在します。一方で、農業者の高齢化などにより労働力が不足している農家もあり、制度上、農地の貸し借りが実質的に難しいことから、こうした農家への農作業のサポートが必要です。

《経営・生産・流通》

この地域には、積極的に経営改善に取り組む認定農業者などが多く、それぞれの農業者が生産から販売まで、創意工夫をこらした個性ある経営を展開しています。近年は、農産物加工や農業体験農園などのサービスを経営に取り入れる農業者も多く見られます。

生産品目は実に多様で、各地域で特産物を生産しています。

野菜は、区部東部では東京特産のコマツナを中心とした軟弱野菜類が施設栽培により集約的に生産されて、市場を中心に出荷されています。また、区部西部から多摩地域では、かつては、キャベツやブロッコリーなどの産地として市場に多く出荷されていましたが、近年は、直売への移行が進んでおり、多種類の野菜が生産されています。また、江戸の伝統文化を引き継ぐ「江戸東京野菜」が注目されており、栽培に取り組む農家も見られます。

果樹では、直売や贈答用として人気が高いナシの「稲城」やブドウの「高尾」など、収益性の高い品目が生産されています。近年では、ブルーベリーなどの観光農園も増えています。

花きでは、シクラメンやプリムラなどの鉢花や花壇苗などの生産が盛んで、植木やグラウンドカバープランツでは、全国有数の産地となっています。

畜産では、環境問題を克服しながら都市の立地を活かした経営に取り組んでいます。酪農家が、アイスクリームなど乳製品の製造・販売に取り組んだり、家畜とのふれあいの場を提供するなど、地域と共存した経営を展開しています。また、養鶏農家では、新鮮な鶏卵や東京うこっけい卵の直売、自家製の卵を使った洋菓子の製造・販売など、多様な取組が行われています。

大消費地の中で農業が展開されていることから、農産物は市場出荷のほか、直売所や地

元量販店など、多様な販売ルートを通じて都民に提供されています。

(2) 農業振興の方向

《東京農業の特性を活かした産業力の強化》

新技術の導入や施設化などによる生産性向上に加え、大消費地に立地する優位性を活かして、農産物加工やサービスなどの経営の多角化を進めます。また、都民ニーズを積極的に開拓し経営に活かすことで、収益性の高い力強い農業経営を目指す意欲的な農業者を支援します。

地元商工業者との連携や農業者自らによる、地域の特産物を活用した新商品の開発を積極的に支援し、地域の活性化に貢献していきます。

認定農業者や農業後継者の経営力向上を支援するための技術・経営研修を充実していきます。また、農業者の高齢化や労働力不足に対応するため、援農ボランティアや農作業受委託の仕組みを充実していきます。

都市農地の保全に向けては、区市と連携し、生産緑地の追加指定を推進します。

《都内産農畜産物の安全・安心の確保と地産地消の推進》

住宅に隣接し消費者の目の前で生産が行われているこの地域では、IPM技術など様々な手法を用いて農薬や化学肥料の使用を抑えた環境に優しい農業を推進します。

また、JA等農業団体と連携して生産情報の記録と公開を推進し、消費者の食の安全・安心への期待に応える取組を推進していきます。

農産物共同直売所やインショップでの販売、商店街との連携などにより地域における農産物の地産地消を推進していきます。

また、この地域の農産物を、農地のない区部の学校給食や都心部の飲食店に供給するなど、販売チャンネルの多様化と新たな流通ルートの構築により、都内産農産物の地産地消ネットワークを整備して、都民の期待に応えていきます。

《豊かな都民生活と快適な都市環境への積極的貢献》

都市の農業・農地は、観光農園や農業体験農園などによる都民と農業のふれあいの場や、農業用井戸の災害時の活用を含めた防災空間、子供たちの農業体験学習や食育の場としても活用されています。今後も、区市や農業団体等と連携し、農業・農地の持つレクリエーションやコミュニティー、教育、防災などの多面的機能を発揮した農のあるまちづくりを推進します。

この地域では、花と植木の生産が活発に行われていることから、こうした都内産緑化植物を活用して東京の緑化を推進する「花と植木の地産地消」を進め、生産・流通の拡大を図っていきます。

都民が身近な都市地域で農とふれあい、体験し、楽しめるよう、農産物直売所や観光農園、農業体験農園、とうきょう特産食材使用店などの情報を積極的に発信するとともに、地域を訪れ、楽しめるよう、農を巡る散策マップや案内板などの整備を進めます。

2 都市周辺・中山間地域の農業

(1) 農業の特徴

《地域の概況》

都市周辺の市街化調整区域には、5市町に農業振興地域があり、比較的平坦でまとまった農地が広がっています。

また、奥多摩町・檜原村などの中山間地域では、斜面の小規模な農地でジャガイモやユズなどの栽培や山の清流を利用したワサビの栽培などが行われ、これらは観光資源にもなるなど、特色ある農業が行われています。

《農地・担い手》

農業振興地域では、農業生産基盤の整備が行われ、比較的条件の良いまとまった農地で農業が営まれています。

中山間地域では、農地が急峻な場所に点在している場合が多く、こうした農地を効率的に利活用するための農業生産基盤の整備が必要となっています。

この地域は都市地域に比較して、農業者の高齢化による労働力不足と遊休農地の発生が課題となっています。しかし、最近、農業に関心を持つ若い世代が増え、農地を借りて新規就農するケースが見られるようになりました。

《経営・生産・流通》

都市周辺地域には、大型の農産物直売所があり、規模の大きな農家から小さな農家まで農産物を出荷することのできる重要な流通拠点となっています。

直売所への出荷に向けては、ビニールハウスなどの栽培施設の導入を進め、生産量の確保と品揃え、周年出荷が求められています。

八王子市の水稻やあきる野市のスイートコーン、青梅市のウメ、瑞穂町の茶など、広い農地を活用した特産品の生産のほか、団地化された温室により鉢花が多く生産されています。

畜産では、「TOKYO X」や「東京しゃも」などのブランド畜産物の生産拠点となっています。多摩の酪農家と乳業メーカーが共同開発した「東京牛乳」や、うこっけいの肉を使った「東京うこっけいハム」の製造など、メーカーと協力した商品開発も行われています。また、優良な堆肥を地域の農家に供給することで、環境保全型農業の推進にも貢献しています。

中山間地域では、女性農業者の起業や商工業者との連携により、ワサビ漬けやユズワイン、梅干し、ジャムなどの加工品の製造・販売が活発で、これらは地域の重要な観光資源となっています。

一方、イノシシやシカ、サルなどによる農作物被害に悩まされており、これらへの対応が必要です。

(2) 農業振興の方向

《東京農業の特性を活かした産業力の強化》

農業振興地域を中心として市街化調整区域では、農道や農業用水施設などの農業生産基盤の整備や栽培施設の導入を進め、特産物の生産力を強化し、農産物共同直売所などでの販売を拡大していきます。また、急峻な地形の中山間地域では、農業用モノレールの設置や農道の整備などにより、特産物の生産力を強化します。

地元商工業や観光業との連携により、都市部から訪れる観光客などを対象として、地域の特産物を活用した新商品の開発・製造・販売や観光農園の開設などによる経営の多角化を進め、新たな経営の展開と地域の活性化を図っていきます。

認定農業者や農業後継者、定年就農者、新規参入者など、幅広い担い手を対象とした技術・経営研修を充実していきます。

新規参入者の円滑な就農と定着に向けた取組の推進と、規模拡大を目指す意欲ある農業者への農地の集積に向け、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等を市町村と連携して進めます。また、この取組をさらに推し進めるために、市町村における農地利用集積円滑化団体の設立を促進します。

農業者の高齢化や担い手不足などにより発生した遊休農地については、再生に向けた支援を強化し、規模拡大を目指す農業者や新規就農者による活用を進めていきます。

《都内産農畜産物の安全・安心の確保と地産地消の推進》

この地域では、大型直売所などへの出荷が増加しています。農薬や化学肥料の使用を抑えた環境に優しい農業や、生産情報の記録と公開を推進するなど、直売所を訪れる消費者の食の安全・安心への期待に応えていきます。

中山間地域を中心として、イノシシやシカ、サルなどからの農作物被害を防ぐため、電気柵の設置や捕獲などの獣害対策を継続的に行っていきます。

また、現在問題となっているウメ輪紋病の撲滅に向けて、関係自治体や農業者などと連携して迅速に対応していくとともに、ウメの産地の再生や梅園跡地の活用に向けた取組を推進します。

《豊かな都民生活と快適な都市環境への積極的貢献》

豊かな自然が残るこの地域では、農業も観光資源の一つとなっています。都民が農とふれあい、体験し、楽しめるよう、農産物直売所や観光農園、クラインガルテン（ ）などの整備を行うとともに、これらの情報発信や散策マップ・案内板を整備するなど、観光型の農業を推進します。

東京では少なくなったこの地域の里山や水田は、環境保全や景観形成、自然教育の場の提供など、貴重な役割を果たしています。このため、小規模な農道の整備や農業用水路の保全などに努めていきます。

3 島しょ地域の農業

(1) 農業の特徴

《地域の概況》

東京の南 1,000 km の広大な海洋エリアに伊豆・小笠原諸島の 9 つの町村があります。各島では、離島という流通面等でのハンディを抱えながらも、花き・観葉植物やアシタバ、亜熱帯果樹の生産など、温暖な気候を活かした農業が行われています。これらの農産物は、島外に出荷されるほか、島を訪れる観光客に提供されるなど貴重な観光資源にもなっています。

《農地・担い手》

島しょ地域には、耕作条件に恵まれない傾斜地や狭小な農地が多く存在します。こうした農地を効率的に利活用するためには、農業用水や農道などの農業生産基盤の整備が重要となっています。

この地域では、農業者の高齢化と後継者不足が著しく、農地の遊休化が深刻化しています。こうした中で、八丈町や小笠原村では、農業後継者の育成や島外からの新規参入の受入れなど、積極的な担い手確保対策を行っており、こうした取組は他の町村でも始まろうとしています。

《経営・生産・流通》

伊豆諸島では、フェニックス・ロベレニーやレザーファン、ルスカスなどの切り葉類、ブバルディアやフリージアなどの切り花類のほか、野菜では特産のアシタバなどの生産が盛んです。また、小笠原諸島では、亜熱帯の気候を活かして、パパイアやマンゴー、パッションフルーツなどの果樹類のほか、糖度の高いミニトマトの生産が盛んです。

近年、強い季節風や台風から農作物を守るため、耐風性の強いパイプハウスや鉄骨ハウスが導入されつつあり、こうした栽培施設が安定生産には不可欠となっています。

伊豆諸島特産の切り葉・切り花類やアシタバなどは、島外に市場出荷されています。小笠原のパッションフルーツやミニトマトなどは、島内で贈答用やお土産品として販売されています。

しかし、農産物の出荷に当たっては、船や飛行機の欠航、長い輸送時間による荷痛みなど、島しょ地域特有の流通面の課題があります。

一方、多くの島で、共同直売所や学校給食への供給など、島内の地産地消の取組も見られるようになってきました。

特産物の加工品の製造が盛んで、サツマイモは古くから焼酎の原料となっているほか、ジャムや菓子類などの様々な加工品が観光客のお土産品などとして製造されています。

島しょ地域では、島外から移入された台湾ザルや台湾リス、ノヤギ、シカなどによる農作物被害が深刻化しており、これらの対策が求められています。

(2) 農業振興の方向

《東京農業の特性を活かした産業力の強化》

農道や農業用水施設などの農業生産基盤の整備やパイプハウスなどの栽培施設の導入などにより特産物の生産力を強化します。また、傾斜地にある農地については、モノレールの設置や農道の整備などにより、生産の効率化を図ります。

観光客を対象として、地元商工業者や観光業者との連携により、地域の特産物を活用した新商品を積極的に開発するとともに、加工品の製造や観光農園などによる経営の多角化など、新たな取組を積極的に進め、地域の活性化を図っていきます。

農業者の高齢化と担い手不足が著しい島しょ地域では、新規参入者の確保と育成が大きな課題となっています。そのため、研修農場の整備や農地の斡旋など、新規参入者の円滑な就農と定着に向けた町村の取組を支援していきます。

また、こうした取組をさらに加速するため、町村における農地利用集積円滑化団体の設立の促進と遊休農地の再生に向けた支援を行っていきます。

《都内産農畜産物の安全・安心の確保と地産地消の推進》

島しょ地域特産のアシタバや切り葉・切り花類などの市場出荷に当たっては、保冷コンテナの整備などの流通面での支援を進めます。

アシタバやパッションフルーツ、農産物加工品について、都内のJA直売所や商店街、量販店への販売ルートの拡大を進めていきます。また、観光客に対し、民宿やペンション、飲食店などで島の食材を使った料理を提供する取組を進めます。

タイワンザルやノヤギ、シカなどによる農作物被害を防ぐため、電気柵の設置や捕獲などの獣害対策を継続的に行い、これら移入動物の撲滅を目指します。

《豊かな都民生活と快適な都市環境への積極的貢献》

島しょ地域では、観光業が重要な産業となっていますが、その魅力をさらに高めるために農業が大きな役割を果たしています。観光客が求める島特産の農産物や加工品などを販売する農産物直売所や観光農園などの整備を行うとともに、これらの情報発信や散策マップ、案内板などの整備を進めます。

第2節 経営モデルの例示

東京農業は、都市地域から中山間地域、そして島しょ地域と、様々な環境のもとで営まれています。また、経営規模や経営形態も様々です。農業振興にあたってはこうした地域特性や経営規模などの違いを前提として、それぞれの特色を発揮して、安定的かつ魅力ある経営展開を図ることが望まれます。

そこで、都内各地で実際に営農が行われている経営事例をもとに、目標とする農業所得別の経営モデルを例示し、農業者の皆さんを始め、その取組を支援する自治体や関係機関の参考としていただくこととしました。

1 経営モデルの設定

本モデルでは、まず、東京農業をリードする専門的な経営体の農業所得について、1,000万円を目指すこととしました。また、経営基盤や地域の社会的条件、担い手の年齢などに応じて、農業所得の目標を600万円及び300万円とするモデルを設定しました。

経営体については、家族経営を基本にしていますが、労働力はパートタイマーを中心とする雇用労働力やボランティアなどの活用も考慮しています。労働時間については、農業者の健康や余暇時間を確保する観点から、農作業の省力化対策を積極的に進め、主たる従事者1人当たりの年間労働時間は、おおむね1,800時間を目標としました。

なお、農業生産法人などの企業的な取組については、その販売額の目標を5,000万円以上とするモデルを設定しました。

農業所得の多少に関わらず、農業者がそれぞれの条件に応じて、持てる力を最大限に発揮していくことが、東京農業の発展と豊かな都民生活を支えることにつながります。そうした観点から、所得・販売額別の経営モデルに加え、東京農業の振興方向に視点を置き、生産品目や販売方法等による経営モデルを例示しました。

農業所得・販売目標別経営体モデル

- 1 東京の農業をリードする経営体モデル（所得目標1,000万円）
- 2 地域の農業を担う経営体モデル（所得目標600万円）
- 3 農業の広がりを支える経営体モデル（所得目標300万円）
- 4 農業生産法人など企業的な経営体モデル（販売目標5,000万円以上）

なお、他産業並みの労働時間で他産業並みの所得を挙げ得る「効率的かつ安定的な農業経営」の経営体モデルは2の経営体モデルです。

経営モデルのタイプ

直売等を中心とした地産地消に取り組む農業経営
市場や量販店等への出荷を中心とする農業経営
生産と共に加工・販売に取り組む農業経営
豊かな都民生活に貢献する農業経営

2 経営モデルの例示

(1) 東京の農業をリードする経営体モデル（所得目標1,000万円）

| 番号 | 分類 | タイプ | 営農モデル | 経営耕地(a) (施設面積a) 作付面積(a) | 労働力(人) | 主な品目 | 主な施設・機械 |
|----|----|---------|-------------------------------------|-------------------------------|------------------------|------------------------------------|--|
| 1 | 野菜 | I | 施設野菜と露地野菜を組み合わせた直売経営 | 120 (施設40) 180 | 3 + 雇用1 | トマト、キュウリ、スイートコーン、ブロッコリー、ニンジン、キャバツ等 | 園芸用ハウス、暖房機、予冷庫 |
| 2 | 野菜 | II | 土地利用型野菜と集約型野菜の市場出荷や契約出荷を主とした経営 | 180 (施設20) 360 | 3 + ボランティア ア1 | ダイコン、キャバツ、ホウレンソウ、コマツナ、トマト、ブロッコリー等 | 園芸用ハウス、予冷庫、シーダーマルチャー、移植機、野菜洗浄機 |
| 3 | 野菜 | II | 市場や学校給食への出荷を主としたコマツナ経営 | 50 (施設40) 300 | 3 + 雇用1 | コマツナ | 園芸用ハウス、予冷庫、野菜洗浄機 |
| 4 | 野菜 | II | 量販店等との契約出荷や市場出荷を主とした経営 | 200 (施設20) 400 | 3 + 雇用1 | ホウレンソウ、コマツナ、ニンジン等 | 園芸用ハウス、予冷庫、野菜洗浄機 |
| 5 | 花き | II | 花壇苗の市場出荷や契約出荷を主とした経営 | 70 (施設30) 120 | 3 + 雇用2 | 花壇苗、鉢物類、野菜苗 | 園芸用ハウス、自動かん水装置、バックホー、鉢用土混合機、用土置場、暖房機 |
| 6 | 花き | I II | 直売と市場出荷を組み合わせた鉢物経営 | 45 (施設45) 90 | 3 + 雇用2 | シクラメン等の鉢物類 | 園芸用ハウス、暖房機、砕土機、土入れ機 |
| 7 | 花き | I | 切り花を中心に共同直売所やインショップ、スーパーへの出荷を主とした経営 | 60 (施設40) 120 | 4 + 雇用1 | ユリ、ストック、アスター、トルコギキョウ、その他切り花 | 園芸用ハウス、予冷庫、自動液肥混入機 |
| 8 | 複合 | I | パッションフルーツを主とした施設園芸経営 | 40 (施設30) 40 | 2 + 雇用1 | パッションフルーツ、マンゴー、トマト、柑橘類、コーヒー | 園芸用ハウス、果樹棚 |
| 9 | 植木 | II | ガーデニングや屋上緑化等に向けた苗木生産を行う経営 | 150 (施設20) 150 | 2 + 雇用1 | コニファー類、ツツジ類、グラウンドカバー類、ハナミズキ等 | 育苗ハウス、バックホー、根切りチェーンソー |
| 10 | 畜産 | II | 高能力牛群の飼養と堆肥の生産・販売を行う経営 | 200 40頭（経産牛） | 2 + 雇用0.5 | 生乳、堆肥 | 牛舎、ミルクカー、バルククーラー、自動給餌機、ふん尿処理施設 |
| 11 | 畜産 | III | 酪農と自家製乳製品の直売を組み合わせた経営 | 100 30頭（経産牛） | 2 + 雇用2 | 生乳、乳製品、堆肥 | 牛舎、ミルクカー、バルククーラー、自動給餌機、ふん尿処理施設、乳加工販売施設 |

(2) 地域の農業を担う経営体モデル（所得目標600万円）

| 番号 | 分類 | タイプ | 営農モデル | 経営耕地(a) (施設面積a) 作付面積(a) | 労働力(人) | 主な品目 | 主な施設・機械 |
|----|----|--------|--------------------------------------|-------------------------------|-------------------|--------------------------------------|--------------------|
| 1 | 野菜 | Ⅲ | ワサビの生産と加工販売を主とした経営 | 50 (施設0) 50 | 2 | ワサビ、加工品 | 加工施設、販売施設 |
| 2 | 野菜 | Ⅲ | 野菜の直売と農産物の加工販売を組み合わせた経営 | 80 (施設20) 120 | 2 + 雇用1 | トマト、茄子、きゅうり、ダイコン、サトモ、菓子、葱菜 | 園芸用ハウス、予冷庫、加工施設 |
| 3 | 野菜 | Ⅰ | 集約的作目の直売や契約出荷を主とした野菜経営 | 50 (施設40) 250 | 3 | トマト、キュウリ、ホウレンソウ、コマツナ等 | 園芸用ハウス、予冷庫 |
| 4 | 野菜 | Ⅱ | 軟弱野菜を主とした市場出荷経営 | 50 (施設40) 250 | 2 | コマツナ、ホウレンソウ、エダマメ | 園芸用ハウス、予冷庫、野菜洗浄機 |
| 5 | 野菜 | Ⅱ | 市場や学校給食への出荷を主としたコマツナ専作経営 | 40 (施設30) 240 | 2 | コマツナ | 園芸用ハウス、予冷庫、野菜洗浄機 |
| 6 | 野菜 | Ⅱ | コマツナとエダマメの市場出荷を主とした経営 | 60 (施設30) 240 | 2 | コマツナ、エダマメ | 園芸用ハウス、予冷庫、野菜洗浄機 |
| 7 | 野菜 | Ⅱ | つまものを主とした市場出荷経営 | 30 (施設20) 80 | 3 | つまもの | 園芸用ハウス、予冷庫、荷造り調整施設 |
| 8 | 野菜 | Ⅱ | 露地野菜の市場出荷を主とした経営 | 120 (施設0) 240 | 3 | キャベツ、ブロッコリー、ダイコン、ホウレンソウ、ニンジン等 | 移植機、予冷庫、洗浄機 |
| 9 | 野菜 | Ⅳ | 農業体験農園と直売野菜を主とした経営 | 65 (施設10) 90 | 3 | トマト、キュウリ、キャベツ、ホウレンソウ等 | 園芸用ハウス、体験農園施設 |
| 10 | 野菜 | Ⅱ | 直売野菜と市場出荷を組み合わせた経営 | 80 (施設20) 160 | 3 + ボランティア1 | トマト、きゅうり、コマツナ、ホウレンソウ、ダイコン等 | 園芸用ハウス、予冷庫、野菜洗浄機 |
| 11 | 野菜 | Ⅰ | 共同直売所や庭先直売、インショップなど多様な販売方式による野菜経営 | 60 (施設20) 120 | 3 | トマト、きゅうり、インゲン、葉物、スイートコーン、ダイコン他 | 園芸用ハウス、予冷庫、直売施設 |
| 12 | 野菜 | Ⅱ | アシタバの経営（加工用と生食用の組み合わせ） | 200 (施設0) 200 | 2 | アシタバ | 袋詰機 |
| 13 | 複合 | Ⅰ Ⅱ | 野菜、切り花、果樹のスーパーとの契約出荷、学校給食、直売を主体とした経営 | 80 (施設20) 160 | 3 + ボランティア2 | トマト、きゅうり、エダマメ、スイートコーン、ホームスワワー、ブルーベリー | 園芸用ハウス、予冷庫 |

| 番号 | 分類 | タイプ | 営農モデル | 経営耕地(a) (施設面積a) 作付面積(a) | 労働力(人) | 主な品目 | 主な施設・機械 |
|----|----|--------|------------------------------------|-------------------------------|-----------------|---------------------------|---------------------------------|
| 14 | 複合 | Ⅱ | アシタバとフェニックス・ロベレニ-を主とした土地利用型経営 | 120 (施設0) 120 | 2 | アシタバ、フェニックス・ロベレニ- | 袋詰機、自動梱包機 |
| 15 | 花き | Ⅰ | 花き類の直売と市場出荷を組み合わせた経営 | 50 (施設30) 120 | 2 + 雇用1 | 鉢花(ツクシなど)、花壇苗、野菜苗 | 園芸用ハウス、自動かん水装置、培土消毒器、ポットティングマシン |
| 16 | 花き | Ⅱ | 鉢花、花壇苗の市場出荷を主とした経営 | 80 (施設20) 160 | 2 + 雇用0.5 | 鉢花、花壇苗 | 園芸用ハウス、蒸気消毒機、自動かん水装置、バックホー、用土置場 |
| 17 | 花き | Ⅱ | 切り花の市場出荷経営 | 60 (施設60) 60 | 2 | バラ | 園芸用ハウス、暖房機、養液供給装置 |
| 18 | 花き | Ⅱ | ブバルディアの市場出荷を主とした経営 | 100 (施設50) 100 | 2 | ブバルディア センリョウ、ハラン等 | 園芸用ハウス、自動梱包機 |
| 19 | 花き | Ⅱ | フェニックス・ロベレニ-切葉の市場出荷経営(露地と施設の組み合わせ) | 140 (施設40) 140 | 2 | フェニックス・ロベレニ- | ラスハウス、自動梱包機 |
| 20 | 花き | Ⅱ | 切葉類の市場出荷経営 | 30 (施設30) 30 | 2 | レザーファン ルスカス キキョウラン等 | 園芸用ハウス、自動梱包機 |
| 21 | 花き | Ⅱ | 観葉鉢物の市場出荷経営 | 100 (施設50) 100 | 2 | フェニックス・ロベレニ-、シェフレア類等 | 園芸用ハウス、ラスハウス |
| 22 | 果樹 | Ⅳ | 観光を取り入れた果樹経営 | 80 (施設0) 80 | 2 + 雇用0.5 | ナシ、ブドウ、ブルーベリー | スピードスプレーヤー、直売施設 |
| 23 | 果樹 | Ⅰ | 欧州系ブドウを取り入れた果樹経営 | 50 (施設20) 50 | 2 | ブドウ | 園芸用ハウス、スピードスプレーヤー、防薬シャッター |
| 24 | 果樹 | Ⅰ | ナシ、ブドウを主とした果樹経営 | 80 (施設0) 80 | 2 + 雇用0.5 | ナシ、ブドウ、キウイ | スピードスプレーヤー、かん水設備、直売施設、防薬シャッター |
| 25 | 果樹 | Ⅰ | パッションフルーツを主とした施設園芸経営 | 30 (施設20) 30 | 1 雇用1 | パッションフルーツ、マンゴー、トマト | 園芸用ハウス |
| 26 | 複合 | Ⅰ Ⅱ | パッションフルーツとサンダーソニアによる複合経営 | 60 (施設30) 60 | 2 | パッションフルーツ、サンダーソニア | 園芸用ハウス、暖房機 |

| 番号 | 分類 | タイプ | 営農モデル | 経営耕地(a) (施設面積a) 作付面積(a) | 労働力(人) | 主な品目 | 主な施設・機械 |
|----|----|-----|--------------------------|--|-----------------|---------------------------------------|--|
| 27 | 複合 | Ⅳ | 観光農園と直売を組み合わせた複合経営 | 80 (施設0) 80 | 2 + 雇用0.5 | ブルーベリー、 キウイ、きのこ 類等 | 加工施設、販売施 設、食体験施設 |
| 28 | 植木 | Ⅱ | 緑化木を主とした植木経営 | 140 (施設10) 140 | 2 + 雇用1 | ハナミズキ、コ ニファー類、ツ ツジ類、コンテ ナ植木等 | 育苗ハウス、ク レーン付トラッ ク、バックホー |
| 29 | 茶 | Ⅲ | 小売り販売を主とした生葉・製 茶の一貫経営 | 150 (施設0) 150 | 2 | 茶 | 乗用摘採機、防霜 ファン、製茶機 器、販売施設 |
| 30 | 畜産 | Ⅱ | 黒毛和種の繁殖を主とした経営 | 150 50頭(繁殖 牛) | 1 + 雇用0.5 | 子牛、堆肥 | 牛舎、ふん尿処理 施設 |
| 31 | 畜産 | Ⅱ | TOKYO Xの一貫経営 | 30 30頭(母豚) | 2 | TOKYO X、 堆肥 | 豚舎、ふん尿処理 施設、自動給餌機 |
| 32 | 畜産 | Ⅰ | 地域資源のリサイクルに取り組 む養豚経営 | 30 500頭 (肉豚) | 2 | 肉豚、堆肥 | 豚舎、ふん尿処理 施設、飼料調整施 設 |
| 33 | 畜産 | Ⅱ | 採卵鶏と東京しゃも生産を組み 合わせた経営 | 30 3000羽 (採卵鶏) 1000羽 (東京しゃも) | 2 + 雇用1 | 鶏卵、東京しゃ も、乾燥鶏ふん | 鶏舎、ふん尿処理 施設、直売施設 |
| 34 | 畜産 | Ⅲ | 酪農と自家製乳製品を組み合わ せた経営 | 50 20頭 (搾乳牛) | 2 + 雇用0.5 | 生乳、乳製品、 堆肥 | 牛舎、ミルクカー、 バルククーラー、 ふん尿処理施設、 乳加工販売施設 |

(3) 農業の広がりを支える経営体モデル（所得目標300万円）

| 番号 | 分類 | タイプ | 営農モデル | 経営耕地(a) (施設面積a) 作付面積(a) | 労働力(人) | 主な品目 | 主な施設・機械 |
|----|----|--------|-----------------------------------|-------------------------------|---------------|---------------------------------|-----------------|
| 1 | 野菜 | Ⅱ | 果菜類を主とした市場出荷経営 | 50 (施設20) 80 | 2 | トマト、キュウリ、野菜苗 | 園芸用ハウス、予冷庫 |
| 2 | 野菜 | Ⅳ | 農業体験型農園と野菜直販を主とした経営 | 50 (施設0) 60 | 2 | トマト、ナス、ホウレンソウ、体験型農園 | 園芸用ハウス、体験型農園施設 |
| 3 | 野菜 | Ⅱ | ワサビの市場出荷を主とした経営 | 50 (施設0) 50 | 2 | ワサビ | 育苗ハウス |
| 4 | 野菜 | Ⅲ | 野菜直売と農産物加工販売を組み合わせた経営 | 50 (施設10) 80 | 2 + 雇用1 | スイートコーン、ダイコン、オクラ、菓子、惣菜 | 園芸用ハウス、加工施設、予冷庫 |
| 5 | 野菜 | Ⅰ Ⅳ | 多品目野菜の直売に、観光農園を取り入れた経営 | 50 (施設10) 70 | 2.5 | トマト、キュウリ、ジャガイモ、柿、リンゴ等、ブルーベリー | 園芸用ハウス |
| 6 | 野菜 | Ⅰ Ⅱ | 共同直売所やインショップ、契約出荷など多様な販売方式による野菜経営 | 60 (施設5) 100 | 2 | トマト、キュウリ、ジャガイモ、カブ、ブロッコリー、キャベツほか | 園芸用ハウス、予冷庫 |
| 7 | 野菜 | Ⅱ | アシタバの市場出荷経営 | 80 (施設0) 80 | 2 | アシタバ | 袋詰機 |
| 8 | 野菜 | Ⅱ | コマツナの市場出荷を主とした経営 | 25 (施設5) 150 | 2 | コマツナ | 園芸用ハウス、予冷庫 |
| 9 | 複合 | Ⅰ Ⅱ | キヌサヤエンドウの市場出荷を主とした複合経営 | 30 (施設20) | 1 | キヌサヤエンドウ、パッションフルーツ、切葉類 | 園芸用ハウス |
| 10 | 花き | Ⅱ | 花壇苗・鉢花を主とした市場出荷経営 | 40 (施設10) 80 | 2 | 花壇苗、鉢花類 | 園芸用ハウス、自動かん水装置 |
| 11 | 花き | Ⅱ | 切葉類を主とした市場出荷経営 | 40 (施設20) 40 | 1 | キョウリン、カー、モンステラ、ルスカ、レザン等 | 園芸用ハウス |
| 12 | 花き | Ⅰ | 切花の直売を主とした経営 | 35 (施設5) 50 | 1 | ユリ、ストック、アスター等 | 園芸用ハウス、暖房機 |
| 13 | 複合 | Ⅰ | 切花の市場出荷と多品目野菜の直売経営 | 60 (施設5) 100 | 2 + 雇用1 | キク、枝物、トマト等 | 園芸用ハウス |

| 番号 | 分類 | タイプ | 営農モデル | 経営耕地(a) (施設面積a) 作付面積(a) | 労働力(人) | 主な品目 | 主な施設・機械 |
|----|----|-----|--------------------------------|-------------------------------|-----------------|-------------------------|----------------------|
| 14 | 果樹 | Ⅲ | ウメ、ユズ、カキ等の生産と加工、販売を主とした経営 | 60 (施設0) 60 | 2 | ウメ、梅干、カンキツ類、カキ | 加工施設、直売施設 |
| 15 | 果樹 | Ⅰ | ナシ、ブドウを主とした果樹経営 | 30 (施設0) 30 | 2 + 雇用0.5 | ナシ、ブドウ、キウイフルーツ、カキ | スピードスプレヤー、かん水施設、直売施設 |
| 16 | 果樹 | Ⅳ | ブルーベリーの摘み取りと直売を主とした果樹経営 | 30 (施設0) 30 | 2 | ブルーベリー | 防鳥網施設、直売施設 |
| 17 | 複合 | Ⅳ | パッションフルーツとトマトの複合経営 | 30 (施設10) 40 | 2 | パッションフルーツ、トマト | 園芸用ハウス |
| 18 | 植木 | Ⅱ | 緑化用苗木の母樹生産を主とした経営 | 80 (施設10) 80 | 2 | ツツジ類などの苗木 | 育苗ハウス(ミスト) |
| 19 | 植木 | Ⅱ | 植木の生産、販売を主とした経営 | 80 (施設10) 80 | 2 | ハナズキ、ツツジ類、シャラ、ヤマボウシ、ツグ等 | クレーン付トラック、バックホー |
| 20 | 畜産 | Ⅱ | TOKYO Xの一貫経営 | 30 20頭(母猪) | 2 | TOKYO X、堆肥 | 豚舎、ふん尿処理施設 |
| 21 | 畜産 | Ⅰ | 庭先販売を主とした養鶏経営 | 30 2000羽 (採卵鶏) | 1.5 | 鶏卵 | 鶏舎、堆肥舎、直売施設 |
| 22 | 作物 | Ⅲ | ソバ、コムギ、ダイズ等の生産、加工、販売経営(PPV跡地等) | 60 (施設0) 90 | 2 | ソバ、コムギ、ダイズ | コンバイン、加工施設、食体験施設 |

(4) 農業生産法人など企業的な経営体モデル（販売目標5,000万円以上）

| 番号 | 分類 | タイプ | 営農モデル | 経営耕地(a) (施設面積a) 作付面積(a) | 労働力(人) | 主な品目 | 主な施設・機械 |
|----|----|-----|--------------------------|-------------------------------|---------------|----------------------------------|----------------------------------|
| 1 | 野菜 | Ⅱ | コマツナ等、水耕軟弱野菜の高度集約経営 | 40 (施設40) 480 | 3 + 雇用4 | コマツナ サラダ菜 ミニセロリー等 | 園芸用ハウス、水耕施設、調整・梱包施設、予冷库 |
| 2 | 花き | Ⅰ | 特産花き・観葉鉢物の法人経営 | 500 (施設80) 500 | 3 + 雇用5 | フェックス・パレニ、観葉鉢物、サンダーソニア、球根・苗 | 園芸用ハウス |
| 3 | 植木 | Ⅱ | 緑化木の生産・流通と造園施工を行う経営 | 200 (施設5) 200 | 2 + 雇用2 | シマトネリコ ソヨゴ コニファー類 ツツジ類等 | クレーン付トラック バックホー、根切チェーンソー |
| 4 | 畜産 | Ⅲ | 乳製品の加工を行う法人経営 | — | 1 + 雇用4 | 乳製品 | 充填機、アイスクリーマー、冷蔵・冷凍庫、ショーケース |
| 5 | 畜産 | Ⅱ | 搾乳ロボットを取り入れた酪農経営 | 300 80頭（経産牛） | 3 + 雇用2 | 生乳、堆肥 | 牛舎、搾乳ロボット、バルククーラー、TMR給餌機、ふん尿処理施設 |
| 6 | 加工 | Ⅲ | 自家産および地元産の農畜産物の加工を行う法人経営 | — | 3 + 雇用3 | 惣菜、弁当 | ショーケース、ガス自動フライヤー、コールドテーブル冷蔵庫 |

第3節 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農地利用集積に関する目標

効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農地の利用集積については、認定農業者等の中核的な担い手への農地の集積とし、将来、都の農地に占める面積の31.4%と目標を設定するとともに、関係機関及び関係団体との連携を確保し、各般の施策等と連携することにより、経営体への農地の利用集積を推進します。

効率的かつ安定的な農業経営が地域における農地の利用に占める面積シェアの目標

| 振興施策に関連する指標 | 農地利用集積率(%) |
|----------------------|------------|
| 平成24年【実績】 (2012年) | 19.3 |
| 平成35年【目標】 (2023年) | 31.4 |

第4節 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成

1 新規就農の現状と新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた目標

東京都の新規就農の状況については、平成24年の新規就農者は42人、そのうち45歳未満の新規就農者は28人と全体の7割を占めています。平成20年度から平成24年度の過去5年間の新規就農者数は40人前後で推移し、ほぼ横ばいの状況となっています。

就農形態は、農業後継者が約9割を占め、他業種からのUターン就農を中心としていますが、近年、農業に関心を持つ若い世代が増え、農外からの新規参入者も増加傾向にあり、平成20年度から24年度の過去5年間で17人が就農しています。

また、東京農業の担い手である基幹的農業従事者(販売農家)は10,686人(2010年世界農林業センサス)であり、そのうち45歳未満の青年農業者は1,235人で全体の11.6%、45歳から65歳未満の者は3,720人で全体の34.8%を占めているに過ぎません。一方、基幹的農業従事者のうち65歳以上の高齢者は5,731人で、全体の53.6%を占め、半数を超えています。今後、さらに高齢化が進み、農業従事者のリタイアを考慮すると、現在の新規就農者数では、都民ニーズに的確に応えるのに十分とは言えない状況にあります。

このような中、国は、基幹的農業従事者数の年齢構成が、65歳以上が6割(106万人)、40代以下が1割(18万人)と世代間バランスが大きく崩れた状況を改善するため、40代以下の新規就農者の確保・定着を年間1万人から2万人に倍増するという目標を掲げました。

これを踏まえて、都の農業の持続的な発展に向け、新規就農者数を現状の約2倍とすることを目標とします。そのうち、45歳以上65歳未満の中高齢者についても、他産業従事経験等を活かし意欲的な者については、積極的に支援の対象とします。

2 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

都の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者 1 人あたり 1,800 時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から 5 年後には農業所得を主として生計が成り立つ年間農業所得（補章第 2 節の 1 に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の 5 割程度の農業所得、すなわち主たる従事者 1 人あたりの年間農業所得 300 万円程度）を目標とします。

3 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた都の取組

新規学卒者をはじめ、他産業からの Uターン、定年就農者まで、幅広い世代の農業後継者を確保するため、農家の後継ぎなど後継者候補を的確に把握し、就農準備への支援のほか、フレッシュ & Uターン農業後継者セミナーや定年就農者等を対象とした研修など、それぞれの農業経験や技術レベル等に応じたカリキュラムによる研修制度を実施し、就農準備や新規就農の段階から経営展開に至るまでの一貫した支援体制を充実します。

また、後継者同士の交流やグループ活動への支援などにより、これからの東京農業を担う後継者を育成します。

さらに、農業参画に意欲的な都民等を新たな担い手として確保するために、農業への新規参入を希望する都民や企業に対する各種情報提供や相談、農地や資金の斡旋、就農後の農作物の栽培指導など、新規就農のための総合的支援を充実・強化します。

4 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

第 4 節の 2 に示したような目標を可能とする、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標については、現に東京都で展開している優良事例を踏まえつつ、補章第 2 節の 1 に示す 3 の経営体モデルを指標とします。

5 新たに農業経営を営もうとする青年等の増加に向けた取組

(1) 就農意欲の醸成に向けた取組

就農希望者に対し、都の農業の特徴を伝えていくため、都のホームページ等を活用し、積極的に情報発信します。また、都内で実施される農業人フェア等就農相談の機会を活用し、就農希望者からの相談に対応します。

(2) 関連事業の推進と都内の関係機関の役割分担

東京都は、公益財団法人東京都農林水産振興財団を東京都青年農業者等育成センター（以下「育成センター」といいます。）として就農促進のための拠点と位置づけます。これを踏まえ、就農に向けた情報提供及び就農相談については、育成センター及び東京都農業会議に就農相談窓口（新規就農相談センター）を設けます。

東京都、育成センター、東京都農業会議、区市町村、各農業委員会、東京都農業協同組合中央会、各農業協同組合等関係機関及び団体は、相互に密接な連携を図りながら、次のとおり就農の促進・定着に努めます。

ア 東京都

関係機関・団体と就農促進対策を総合的に推進するとともに、育成センターの指導、監督等を行います。特に、農業改良普及センターは、就農希望者に対し青年等就農計画作成の指導や助言を行うほか、青年等就農計画の目標達成のための技術や経営等の濃密な指導を行います。

イ 育成センター

就農のための総合的な相談や指導を行い、また、厚生労働省東京都労働局及び公共職業安定所と連携し、職業安定法（昭和22年法律第141号）第33条第1項の許可を受けて無料の職業紹介を行います。また、公益財団法人東京都農林水産振興財団で実施している各種青年農業者対策と有機的に連携し、新規就農者の確保・育成に努めます。

また、都内での新規就農者数の実態を確実に把握するため、東京都、区市町村、各農業委員会、東京都農業会議、東京都農業協同組合中央会及び各農業協同組合等関係機関で連携・分担して、可能な限り正確な実数を把握するものとします。

ウ 東京都農業会議

新規就農相談センターとして、農業への新規参入を希望する者や企業に対し、「新規就農希望者経営計画支援会議」を主催し、農業情報の提供や経営計画作成の支援をするとともに、農業委員会との連携のもとに、就農希望者に対し、農地等就農関連情報の提供や相談などを行います。

また、青年就農給付金の給付対象者の審査を行う東京都担い手育成総合支援協議会の事務局を担うものとします。

エ 区市町村

区市町村農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想に基づき、農業改良普及センター、東京都農業会議、農業委員会、農業協同組合等と連携し、青年等就農計画の認定や青年就農給付金（経営開始型）の給付等により、円滑な就農に必要な措置を講ずるほか、地域農業の実情を踏まえて、就農希望者の相談や指導に当たります。

オ 農業委員会

認定就農者が認定計画に基づいた就農が円滑にできるよう、農地等に関する情報提供、相談、農用地の斡旋を行います。

カ 東京都農業協同組合中央会及び各農業協同組合

農業制度資金の貸付窓口として、就農希望者等に対し、的確な資金確保に対する支援を行うとともに、新規就農者が円滑に営農活動を継続できるよう支援し、また、青年農業者組織の育成、指導等に当たります。

6 新たに農業経営を営もうとする青年等の経営発展に向けた取組

(1) 青年等就農計画制度の普及

都は、新たに農業経営を営もうとする青年等が、将来、効率的かつ安定的な農業経営者へと経営発展できるよう、必要な支援を集中的に措置する青年等就農計画制度の普及を図ります。

(2) 認定就農者への指導及び農業経営改善計画作成への誘導

認定就農者については、その経営の確立に資するため、就農計画の実施状況を点検し、区市町村・農業委員会・農業改良普及センター・JA等の関係機関・団体が必要に応じて栽培技術指導、経営指導等のフォローアップを行うなど、重点的に指導等を行います。さらに、当該農業者が引き続き農業経営改善計画作成できるよう計画的に誘導します。

用語解説

第 1 章

・食料・農業・農村基本計画

食料・農業・農村基本法に基づいて、政府が定めた食料・農業・農村に関する施策の総合的計画。

・戸別所得補償制度

主要農産物（米、麦、大豆など）の生産を行った販売農家（集落営農を含む）に対して、生産に要する費用と販売価格との差額を基本とする交付金を国が直接農家に交付する制度。

・TPP

TPP（環太平洋パートナーシップ協定）は、2006年にシンガポール、ブルネイ、チリ、ニュージーランドの4カ国で発効した貿易自由化を目指す経済的枠組みで、その後、オーストラリア、ペルー、アメリカ、ベトナム、マレーシアの5カ国が加わり、9カ国が交渉に参加している。日本は、協定参加に向け各国と協議を開始。

・都市農地保全推進自治体協議会

市街化区域内に農地を持つ都内の38基礎自治体で構成される協議会。練馬区の呼びかけにより平成20年10月に設立。都市農地の保全を目的とした取組を連携して実施。

・全国都市農業振興協議会

都市農地及び周辺農地に関して共通の課題を抱える地方自治体等で構成される協議会。川口市の呼びかけにより平成22年10月に設立。

・農業体験農園

農家自ら農業経営の一環として開設する農園で、農家の指導の下、利用者が種まきや苗の植付けから収穫まで年間を通して体験することができる。利用者は、年間の農園利用料と収穫物代金を支払うことで、素人であっても、市販の作物と同等のものを収穫することが可能。

・認定農業者

農業者自らが作成する「経営を改善するための計画」が、農業経営基盤強化促進法に基づき適切であるとして、市町村から認定を受けた者。支援のための各種施策が重点的に実施されている。

・IPM技術

Integrated Pest Management の頭文字、総合防除と訳される。化学農薬のみに依存せず、天敵や耕作方法や発生予察などを組み合わせ、効率的に病虫害や雑草を管理する手法。

・エコファーマー

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に基づき、土づくり技術、化学肥料使用低減技術、化学合成農薬使用低減技術を一体的に導入する計画を立て、都道府県知事の認定を受けた農業者の愛称。

・基幹的農業従事者

農業に主として従事した16歳以上の世帯員（農業就業人口）のうち、ふだんの主な状態が「主に仕事（農業）」である者。

- ・ **生産緑地**

生産緑地法に基づき、市街化区域内の 500 m²以上の規模等、一定の要件を満たした農地について、都市計画として生産緑地地区に位置づけたもの。この制度により大都市圏の市街化区域内の農地は、保全すべき農地(生産緑地)と宅地化すべき農地(宅地化農地)に区分される。生産緑地に指定されると税の軽減措置を受ける一方、営農が義務付けられる。

第 2 章

- ・ **地域団体商標**

地域の名称及び商品の名称等からなる商標について、一定の範囲で周知となった場合には、事業協同組合や農業協同組合が地域団体商標として登録することを認めるもの。

- ・ **農業振興地域**

農業振興地域の整備に関する法律に基づき、自然的・経済的・社会的諸条件を考慮し、総合的に農業の振興を図るべき地域として、知事が指定した地域。

- ・ **農地利用集積円滑化団体**

農地等の効率的な利用と認定農業者等への集積を促進するため、農業経営基盤強化促進法に基づき措置された団体。農地等の所有者から委任を受けて、その者を代理し、農地等について売渡しや貸付け等を行う事業(農地所有者代理事業)を行うことが特徴。

- ・ **農業生産工程管理(GAP)**

農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動。

- ・ **土壌診断**

不足した成分を適量追加したり過剰な施肥を抑えるなど、適正な施肥(肥培管理)が行えるよう、作付け前に、田畑の土壌のpHや電気伝導率(EC)、窒素、リン酸、交換性塩基(カルシウム、マグネシウム、カリウム)の含有量などを分析すること。

- ・ **特別栽培農産物認証制度**

各地域の慣行的に行われている化学合成農薬及び化学肥料の使用状況に比べて、その使用量が50%以下で栽培された農産物のこと。都では、これを認証する「東京都特別栽培農産物認証制度」を制定している。

- ・ **有機JAS認定制度**

農林水産大臣に登録した第三者の登録認定機関が、有機農産物や有機加工食品について、有機JAS規格に適合しているかどうかを格付けし、適合しているものに有機JASマークを付し「有機」の表示ができる制度。

- ・ **ウメ輪紋病(PPV)**

プラムポックスウイルス(plum pox virus; PPV)と呼ばれる植物病原ウイルスがモモ、スモモなどのPrunus属の植物に感染して引き起こす植物の病気。日本では、平成21年4月1日に青梅市のウメの木で初めて確認された。

- ・ **飼養管理衛生基準**

家畜伝染病予防法に基づき、農林水産大臣が定めた牛・豚及び鶏について、所有者が飼養の際に守るべき衛生管理の基準。

- ・ **東京都獣害対策基本計画**

生物多様性の維持・生態系の保全を図りながら、野生動物による農林業被害を抑制することを目標として、その対策を定めた計画。

- ・ **外来生物法**

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の通称。外来生物による被害を防止するために、それらを「特定外来生物」等として指定し、その飼養、栽培、保管、運搬、輸入等について規制を行うとともに、必要に応じて国や自治体が野外等の外来生物の防除を行うことを定める。

- ・ **緑育・花育**

樹木や緑化植物、花き等の多様な機能に着目し、それらを教育、地域活動等に取り入れる取組。

第 3 章

- ・ **相続税納税猶予制度**

相続による農地の細分化を防止し農業経営の継続を図る観点から、一定の要件の下で、相続により農地を取得した場合に相続税の納税を猶予する税制上の特例措置。被相続人が死亡の日まで農業を営み、自ら農業の用に供した農地であり、相続人が引き続き農業経営を行うことなどの要件がある。

- ・ **三大都市圏の特定市**

東京都の特別区及び首都圏、近畿圏、中部圏の既成市街地、近郊整備地帯などに所在する市。

補 章

- ・ **中山間地域**

平野の外縁部から山間地までの地域で、過疎化・高齢化が進んでいるなどの農業の諸条件が不利な地域。

- ・ **クラインガルテン**

契約した区画内に、野菜や花等を栽培する農園(ほ場)のほか、休憩・宿泊等に使用する簡単な小屋(ラウベ)を併設したヨーロッパ型の市民農園のこと。

〔参考資料〕

この基本方針は、農業経営基盤強化促進法第5条の規定に基づき定めるもので、法定事項は下表のところに記述されています。

| | |
|---|---|
| <p>農業経営基盤強化促進法第5条 第2項に規定されている事項</p> | <p>東京都農業振興基本方針 都民生活に密着した産業・東京農業の新たな展開</p> |
| <p>一 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向</p> | <p>第1章 都民生活に密着した産業・東京の業の新たな展開 第1節 東京都農業振興基本方針策定の趣旨 1 基本方針策定の目的 第2章 東京農業の振興方向と施策展開 第1節 農業振興の基本的考え方 1 目指すべき東京農業のすがた 2 農業振興の基本的視点 3 農業振興の方向 補章 地域別農業の振興の考え方と経営モデル 第4節 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成</p> |
| <p>二 効率的かつ安定的な農業経営の基本指標</p> | <p>補章 地域別農業の振興の考え方と経営モデル 第2節 経営モデルの例示</p> |
| <p>三 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本指標</p> | <p>補章 地域別農業の振興の考え方と経営モデル 第4節 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成</p> |
| <p>四 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標</p> | <p>補章 地域別農業の振興の考え方と経営モデル 第3節 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農地利用集積に関する目標</p> |
| <p>五 効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な次に掲げる事項 イ 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項 ロ 農地利用集積円滑化事業に関する基本的な事項</p> | <p>第2章 東京農業の振興方向と施策展開 第2節 農業振興施策の展開 1 東京農業の特性を活かした産業力の強化 (1) 東京のポテンシャルを活かした魅力ある農業経営の確立 (3) 東京農業を支える意欲ある担い手、多様な担い手の確保・育成 補章 地域別農業の振興の考え方と経営モデル 第4節 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成 第2章 東京農業の振興方向と施策展開 第2節 農業振興施策の展開 1 東京農業の特性を活かした産業力の強化 (4) 農業生産基盤の整備と農地の保全・利活用の促進</p> |